

平成26年4月1日(火)
国土交通省 関東地方整備局企画部
関東運輸局 総務部
東京航空局 総務部
気象庁 東京管区气象台 総務部
海上保安庁 第三管区海上保安本部 総務部
国土地理院 関東地方測量部

記者発表資料

南海トラフ巨大地震対策計画 関東ブロック地域対策計画について

国土交通省における南海トラフ巨大地震対策計画の策定を踏まえ、関東ブロックにおいて南海トラフ巨大地震に対する備えを強化するため、関東防災連絡会の下に国土交通省の地方支分部局を中心とした構成メンバーで検討部会を設置し、地域対策計画の検討を進めてまいりました。

この度、「南海トラフ巨大地震対策計画 関東ブロック地域対策計画」をとりまとめましたのでお知らせします。

※検討部会構成員およびオブザーバーメンバーは別紙のとおり

- 資料1 「本文」 関東ブロック地域対策計画(第1版)
- 資料2 関東ブロック地域対策計画 対応すべき重要テーマと重点対策
- 資料3 関東ブロック地域対策計画 被害想定

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、神奈川建設記者会、長野県庁会見場、長野市政記者クラブ、長野市政記者会、神奈川県政記者クラブ、東京都庁記者クラブ、千葉県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、刀水クラブ・テレビ記者会、山梨県政記者クラブ、横浜海事記者クラブ、物流専門紙、ハイタク等専門紙

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 企画部 防災課長 <small>たかはし ただおみ</small> 高橋 忠臣	TEL:048-600-1333 FAX:048-600-1376
国土交通省 関東運輸局 総務部 安全防災・危機管理課長 <small>なかやま ひでお</small> 中山 秀雄	TEL:045-211-7269 FAX:045-681-3328
国土交通省 東京航空局 総務部 安全企画・保安対策課長 <small>ほり ひさつぐ</small> 堀 寿次	TEL:03-5275-9316 FAX:03-3288-8915
気象庁 東京管区气象台 総務部 業務課長 <small>はまだ おさむ</small> 濱田 修	TEL:03-3212-8341 FAX:03-3212-0524
海上保安庁 第三管区海上保安本部 総務部 総務課長 <small>おくた まさやす</small> 奥田 眞康	TEL:045-211-1118 FAX:045-201-7045
国土地理院 関東地方測量部 防災課長 <small>たやま ゆうじ</small> 田山 裕二	TEL:03-5213-2071 FAX:03-5213-2077

別紙

首都直下地震・南海トラフ巨大地震地域対策計画検討部会 構成員

組 織	所 属	役 職
関東地方整備局	企画部	企画部長(部会長) 総括防災調整官 防災課長
	河川部	水災害予報センター長 低潮線保全官 河川管理課長
	道路部	道路情報管理官 道路管理課長
	港湾空港部	港湾空港企画官 港湾空港防災・危機管理課長
関東運輸局	総務部	総務部長 安全防災・危機管理調整官 安全防災・危機管理課長
東京航空局	総務部	総務部長 安全企画・保安対策課長
東京管区气象台	気象防災部 総務部	気象防災部長 業務課長
第三管区海上保安本部	総務部	総務部長 総務課長
国土地理院	関東地方測量部	関東地方測量部長 防災課長

首都直下地震・南海トラフ巨大地震地域対策計画検討部会 オブザーバー

組 織	所 属	役 職
警察庁 関東管区警察局		災害対策官
経済産業省 関東経済産業局	総務企画部	総務課 課長補佐
経済産業省 関東東北産業保安監督部		管理課 課長補佐
環境省 関東地方環境事務所		総務課 課長
陸上自衛隊 東部方面総監部	防衛部	防衛課 課長
東日本高速道路(株) 関東支社	管理事業部	調査役
首都高速道路(株)	保全・交通部	防災対策課 課長
日本貨物鉄道(株)	総務部	グループリーダー
(一社)日本民営鉄道協会	運輸調整部	部長
関東地区ハイヤータクシー協議会 (一社)神奈川県タクシー協会)	総務部	業務課 課長
関東トラック協会 (一社)東京都トラック協会)	総務部	企画課 課長
東京電力(株)	総務部	防災グループ 課長
全国石油商業組合連合会 関東支部		事務局長
東日本電信電話(株)	ネットワーク事業推進本部サービス運営部	災害対策室 室長
(株)NTTドコモ	サービス運営部	災害対策室 室長
KDDI(株)	運用本部 運用品質管理部	特別通信対策室 室長
ソフトバンクモバイル(株)	技術総括 保全運用本部	保全計画統括部 災害対策室 室長
茨城県	生活環境部防災・危機管理局	防災・危機管理課 防災グループ 課長補佐
栃木県	県民生活部	消防防災課 危機管理・災害対策室 係長
群馬県	総務部	危機管理室 室長
埼玉県	危機管理防災部	消防防災課 災害対策担当 主幹
東京都	総務局 総合防災部	広域連携担当課長
山梨県	総務部	防災危機管理課 課長
さいたま市	総務局 危機管理部	防災課 課長
川崎市	総務局	危機管理室 担当課長
相模原市	危機管理局	危機管理課 課長

[本文]

国土交通省 南海トラフ巨大地震対策計画
関東ブロック地域対策計画（第1版）

平成26年4月1日

国土交通省

関東地方整備局、関東運輸局、東京航空局、東京管区气象台
第三管区海上保安本部、国土地理院関東地方測量部

目次

第1章 対策計画の位置づけ等	1
1-1 対策計画の意義・位置づけ	1
1-2 対象とする地震	2
1-3 対象地域	2
1-4 発災後の行動	2
第2章 南海トラフ巨大地震(M9クラス)が発生した場合に想定される事態	3
2-1 強い揺れや巨大な津波の発生	3
(1)強い揺れ	3
(2)液状化・地盤沈下	3
(3)津波の来襲	3
(4)土砂災害	3
2-2 深刻な事態	4
(1)神奈川県、千葉県、東京都(島しょ部)に巨大な津波が来襲する	4
(2)山梨県では強い揺れにより多数の建物倒壊や火災、土砂災害による 孤立集落が発生する	4
(3)地震による公共交通施設の寸断、帰宅困難者の発生、深刻な交通 渋滞により首都圏の交通や物流機能が麻痺する	4
(4)中部圏域からの支援要請が高まる	4

第3章 南海トラフ巨大地震発生時における応急活動計画	5
3-1 初動体制の立ち上げ	5
(1)活動可能な体制の構築	5
3-2 避難支援(住民等の安全確保)	7
(1)津波からの避難支援	7
(2)水門等の確実な操作等	8
(3)避難者の受け入れ	9
3-3 所管施設・事業者における利用者の安全確保	10
(1)列車や航空機等の安全確保	10
(2)ターミナル駅での避難誘導支援・深刻な交通渋滞の対応	11
3-4 被災状況等の把握	12
(1)ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査・情報収集	12
(2)TEC-FORCE派遣(リエゾンを含む)	13
(3)住民や事業者等からの情報収集	14
(4)被災情報等の電子防災情報図への集約と共有	15
3-5 被災者の救命・救助	15
(1)沿岸域における被災者の捜索救助	15
(2)陸海空の総合啓開	16
(3)救命・救助活動の支援	18
(4)孤立集落等への対応支援	19
3-6 被害の拡大防止・軽減	20
(1)河道閉塞への対応等	20
(2)コンビナート火災・油流出等への対応	21
(3)優先順位に基づく施設の応急復旧	22
(4)被災建築物等応急危険度判定活動	23

(5) 災害対策用機械・情報通信機材等の派遣	23
3-7 被災者・避難者の生活支援	24
(1) 避難者に必要な物資の広域輸送	24
(2) 生活用水と衛生環境の確保	25
3-8 施設等の復旧	26
3-9 中部圏への支援	27
第4章 巨大地震の発生に備え戦略的に推進する対策	29
4-1 強い揺れへの備え	29
(1) 公共施設の耐震化等	29
(2) 信頼性の高い緊急輸送等の交通基盤施設の整備	30
(3) 地震観測の充実	30
(4) 土砂災害対策	30
4-2 巨大な津波への備え	31
(1) 避難路・避難場所の確保等	31
(2) 津波浸水を軽減させる河川管理施設の整備等	32

(注)本文中の第3章、第4章で取組みの中心となる各地方支分部局を略字で表示。

各支分部局の略記は以下のとおり

【地整】・・・関東地方整備局

【運輸】・・・関東運輸局

【航空】・・・東京航空局

【気象】・・・東京管区気象台

【海保】・・・第三管区海上保安本部

【地理】・・・国土地理院関東地方測量部

【共通】・・・国土交通省の6地方支分部局

第1章 対策計画の位置づけ等

1-1 対策計画の位置づけ

- 本計画は、南海トラフ巨大地震による国家的な危機に備えるべく、「国土交通省 南海トラフ巨大地震対策計画 中間取りまとめ(平成25年8月22日)」に基づき、国土交通省の地方支分部局として、広域的見地や現地の現実感を重視しながら、取り組むべき対策をまとめるものである。
- 取り組むべき対策は、応急活動計画と戦略的に推進する対策の2本立てとする。
 - ① 南海トラフ巨大地震発生時における応急活動計画
 - ・ 地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災の教訓や実際の対応も参考にしつつ、巨大地震発生直後から概ね7日～10日目までの間を中心に、国土交通省の地方支分部局として緊急的に実施すべき主要な応急活動並びに当該活動を円滑に進めるためにあらかじめ平時から準備しておくべき事項に焦点を絞って記載する。
 - ② 南海トラフ巨大地震の発生に備え戦略的に推進する対策
 - ・ 巨大地震による揺れ・津波・土砂災害・地盤沈下・液状化・火災等による甚大な人的・物的被害を軽減するため、国土交通省の地方支分部局として取り組むべき予防的な対策を、中長期的な視点も踏まえつつ記載する。
- 各地方支分部局は、地域対策計画等に基づき、関係機関等と連携して防災訓練を実施するとともに、その結果顕在化した課題を踏まえ、より具体的・実践的な地域対策計画となるよう必要に応じて改訂していくこととする。
- 南海トラフ巨大地震が発生した際の応急活動計画や戦略的に推進すべき対策等について、住民や民間事業者等の理解や意識が深まるよう、地域対策計画の周知に努めることとする。

1-2 対象とする地震

- 本計画では、南海トラフ巨大地震(M9クラス)を想定しながら対策をとりまとめている。

1-3 対象地域

- 関東ブロック地域対策計画において対象とする地域は、関東地方1都8県のうち各地方支分部局の所管するエリアを対象とする。
- また、支援については南海トラフ巨大地震発生時において甚大な被害が予想される当ブロックに隣接する中部ブロックを主に想定する。
 - ※ 1都8県とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県である。

1-4 発災後の行動

- 各地方支分部局は対象となる地震が発生した場合は、速やかに本計画の対策を実行に移し、被害の軽減に努めることとする。
- また、平素より発災時に速やかに行動が出来るよう本計画に基づき準備を進めることとする。

第2章 南海トラフ巨大地震(M9クラス)が発生した場合に想定される事態

本計画では中央防災会議が公表した「南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)」(平成25年5月)や東日本大震災における知見等を基に、関東ブロックにおける南海トラフ巨大地震発生に伴う事態を出来る限り具体的に想定しつつ対策の検討を行う。

2-1 強い揺れや巨大な津波の発生

(1) 強い揺れ

- ・ 関東地方では、広い範囲で震度5弱から震度6強の揺れが発生し、特に山梨県・長野県で最大6強、神奈川県で最大6弱の強い揺れが想定される。
- ・ また、首都機能が集積する東京都心部では、震度5強の強い揺れが発生する。
- ・ 東京都の島しょ部では、伊豆諸島で最大5強の強い揺れが発生する。

(2) 液状化・地盤沈下

- ・ 東京湾沿岸部や江戸川・荒川等の河川周辺、及び山梨県の甲府盆地、長野県の諏訪湖周辺で地盤の液状化や地盤沈下が発生する可能性が高い。

(3) 津波の来襲

- ・ 相模湾沿岸、東京湾内、房総半島から茨城県の沿岸にかけて広く津波が襲来する。
- ・ 津波高さは、東京湾内で2～3m、相模湾沿岸や房総半島で5m～11m、茨城県で2～6m、伊豆諸島では最大31mに達する。

(4) 土砂災害

- ・ 山間部では土砂災害により道路が寸断され集落が孤立する恐れがある。
- ・ 大規模崩壊により河道閉塞(天然ダム)が生じ、上流部では湛水、下流部では河道閉塞(天然ダム)の決壊に伴う土石流が発生する恐れがある。

2-2 深刻な事態

南海トラフ巨大地震の発生により、関東ブロックで想定される特に深刻な事態を以下のとおり整理する。

(1) 神奈川県、千葉県、東京都（島しょ部）に巨大な津波が襲来する

- ・ 伊豆諸島では、最短で地震発生から12分後に高さ5mの津波が来襲し、その後津波高さは最大31mに達する。
- ・ 相模湾沿岸、房総半島では高さ5mを超える津波が来襲し、神奈川県鎌倉市で津波高さ10m、千葉県館山市では津波高さが11mに達する。
- ・ 津波による死者は、神奈川県、千葉県、東京都(島しょ部)を中心に約6,000人と想定され、関東地方で想定される死者数の約9割を占める。

(2) 山梨県では強い揺れにより多数の建物倒壊や火災、土砂災害により孤立集落が発生する

- ・ 山梨県では震度6強の強い揺れが県土の約2/3におよび、建物倒壊や火災の発生により死者数は最大400人に達する。
- ・ 山間部では土砂災害等により孤立集落が最大55件発生し、救援救助の要請が高まる。

(3) 地震により公共交通施設の寸断、帰宅困難者の発生、深刻な交通渋滞により首都圏の交通や物流機能が麻痺する

- ・ 首都機能が集積する東京都心で震度5強の強い揺れにより公共交通施設がストップし、大量の帰宅困難者が発生する。(例:東日本大震災では約515万人)
- ・ 幹線道路では深刻な交通渋滞が発生し、経済活動や市民活動を支える交通や物流機能が麻痺する。
- ・ 東京湾では臨海部コンビナートの火災や油流出、また、津波による流出物により港湾機能の低下が生じる。

(4) 中部圏域からの支援要請が高まる

- ・ 大規模な津波により壊滅的な被害が発生し、特に中部圏域からの迅速な支援が要請される。

第3章 南海トラフ巨大地震発生時における応急活動計画

地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災の教訓や実際の対応も参考にしつつ、南海トラフ巨大地震発生直後から概ね7日～10日目までの間を中心に、国土交通省の地方支分部局として緊急的に実施すべき主要な応急活動並びに当該活動を円滑に進めるためにあらかじめ平時から準備しておくべき事項について記載する。

3-1 初動体制の立ち上げ

(1) 活動可能な体制の構築

- 関東ブロックでは、強い揺れと津波により神奈川県、千葉県、東京都(島しょ部)及び山梨県で甚大な被害が発生し、庁舎等活動拠点の被災や公共交通機関の停止による参集困難、停電や通信手段の断絶等により、特に初動期を中心に十分な応急活動体制が確保できない恐れがある。
- そのため、地方支分部局は、厳しい被害状況を想定しながら、初動要員および幹部要員の確実な参集、指揮命令系統の迅速な確立、非常用電源や通信手段の確保等について、応急活動計画を確実に実行するとともに、応急活動がスムーズに行えるように、関係機関と協定を締結するなど連携を強化しておく。
- 発災後は、実際の被災状況等に応じて実行可能な指揮命令系統の確立、職員・資機材等の適切な配置を行い、応急活動に全力を尽くす。また、発災後速やかに消防、警察、自衛隊、各地方公共団体、災害協定を締結している建設業者や維持管理業者等との連絡体制を構築する。特に、道路や航路の啓開に従事する建設業者等については、活動体制および対応能力について確認する。
- 応急活動に必要な食料やガソリン等の燃料について、確保や輸送に関する計画をあらかじめ策定する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 発災直後から概ね7日～10日目までの間、各地方支分部局が所管する防災拠点における応急活動の継続が可能となるよう、全職員が3日間活動できる水・食料、燃料(4割の職員が7日間活動できる水・食料、燃料に相当)を備蓄する。

【共通】

- ・ 応急活動に必要な燃料について、燃料取扱い事業者等との協定を締結する。

【地整】

- ・ 自ら保有する燃料の管理を常に行うとともに、建設業者等の保有機械の燃料についても可能な限り備蓄状況の把握に努める。**【地整】**
- ・ TEC-FORCE等(リエゾンを含む)として派遣する職員が被災地で円滑かつ安全に活動できるように、物資・燃料・レンタカー等の移動手段・宿泊場所等の活動拠点等を派遣先で確保するため、必要に応じて関係機関や民間事業者と協定等を締結する。**【地整】【気象】**
- ・ 道路や航路の啓開、所管施設の迅速な点検を実施するため、関係業界団体、建設会社等との災害協定の締結、維持管理業者や災害協定会社との連絡体制の構築、関係機関との協議会の設置を推進するとともに、関係者による道路啓開・航路啓開訓練や応急復旧訓練を行う。**【地整】**
- ・ 確実な初動体制の立ち上げと応急活動に必要な機能を確保するため、庁舎施設等活動拠点の耐震対策・津波対策、エレベーターの老朽化対策を推進する。

【共通】

- ・ 災害時に迅速・適切な応急対策を講ずることができるように、情報通信システムの安定運用を行う。**【共通】**
- ・ 発災時の初動体制を速やかに立ち上げるために、安否確認システムを活用するとともに、参集訓練、対策本部設置運営訓練及び関係機関との連携訓練を継続的に実施する。**【共通】**
- ・ 災害時における応急活動計画や各種対応マニュアルを常に見直すとともに、災害対策室に必要図書を常備しておく。**【地整】【運輸】【気象】**
- ・ 災害時の広域連携を迅速に実施するために、防災関係機関との情報共有及び連絡体制の強化を推進する。**【共通】**

3-2 避難支援（住民等の安全確保）

（1）津波からの避難支援

- 南海トラフ巨大地震においては、津波が短時間で広範囲にわたり襲来するため、迅速な避難行動が極めて重要となる。
- そのため、気象庁（東京管区气象台）は迅速に精度の高い地震情報、津波情報等を発表するとともに、地方支分部局は、地震および津波情報の迅速かつ確実な関係機関への伝達に努め、津波被害の大きな伊豆諸島等の島しょ部および相模湾沿岸部や房総半島南部における住民等の津波からの一刻も早い避難を支援する。
- 海上部において第三管区海上保安本部は、各港在泊船舶等に対する避難勧告や航行警報等の情報提供を迅速に実施し、被害の軽減を図るとともに、巡視船艇、航空機による避難広報等を実施する。
- 関東地方整備局は、開発保全航路内に設定した避泊水域において、船舶が安全に停泊できるよう保全・監視パトロールを行う。
- また、自治体の避難場所や指定された避難ルートと連携しつつ、所管管理施設を活用した避難誘導や避難場所の整備を行う。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- ・ 緊急地震速報、津波警報及び津波観測情報の精度向上と迅速な発表に向けた取り組みを推進する。【気象】
- ・ 道路情報板活用した津波情報の伝達手順を定める。【地整】
- ・ 航行警報等の情報提供の伝達手段の多重化を推進するとともに、在港・在湾船舶の避難判断に関する事前の取決めを策定する。【海保】
- ・ 地方公共団体による避難路・避難場所の整備や周知を引き続き支援するとともに、国道等の所管管理施設への標高標識の設置（海拔表示シートについて直轄国道ではH25年9月現在で茨城県308基・東京都83基・千葉県12基・神奈川県1,069基を設置）を行う。【地整】
- ・ 市町村によるハザードマップの作成や住民等による津波からの避難確保計画の作成を支援する。【地整】【気象】

- ・ 浸水区域となる国道等においては、交通ルートを確認するための代替ルートをあらかじめ設定する。【地整】
- ・ 国道から高台等への避難可能な避難階段等の施設の整備を進める。(西湘バイパスに4箇所整備済)【地整】
- ・ 減災効果を高めるため、粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防護の推進に取り組む。また、防護ラインより海側で活動する港湾労働者や利用者の安全を確保するため、港湾の避難に関するガイドラインを踏まえ各港湾管理者による津波避難計画の策定を推進する。【地整】

(2) 水門等の確実な操作等

- 南海トラフ巨大地震により発生する津波による浸水を遅らせ、また浸水を最小限にとどめることにより、住民等が避難する時間を稼ぐため、津波の影響がある河川において所管する水門等の確実な操作等を行う。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 水門等の確実な操作のため、施設の耐震化等を進めるとともに、広範囲にわたり、かつ短時間で数多くの水門等を操作する必要があること、また東日本大震災では水門等操作に携わった多数の方々が津波の犠牲になったこと等を踏まえ、津波の影響がある河川では、重点的に水門等の自動化・遠隔操作化、無動力化を推進する。【地整】
- ・ 津波警報発令時には水門等の操作員の安全を確保することから、操作員の迅速な待避に係る操作規則の改定を実施する。【地整】
- ・ 住民等への被害を軽減するため浸水対策区域を想定し排水計画の策定を進める。【地整】

(3) 避難者の受け入れ

- 関東ブロックでは発災1日後に約180,000人の避難者が想定されている。そのため、各地方支分部局は、応急活動に支障のない範囲で庁舎等の所管施設での短期的な避難希望者の受け入れや自治体との連携を進める。
- また、道の駅、河川防災ステーション、河川の高水敷、国営公園等の所管管理施設において、短期的に避難者を受け入れる。
- 関東運輸局は民間事業者が所有するホテル・旅館や船舶について、民間事業者の協力を得つつ、避難者の受け入れ先としての活用を促進する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 各地方支分部局が所管する施設で短期的に被災者・帰宅困難者等の避難を受け入れるため、周辺の地方公共団体と連携しつつ、避難者受け入れ計画を策定するとともに、道の駅等、避難者の安全確保に必要な施設の改良等を行う。

【地整】【運輸】

- ・ 災害時対応用の自家発電設備を設置する。【地整】
- ・ 水や食料等の備蓄を確保する。【地整】【運輸】【海保】
- ・ 自治体と避難施設に関する協定を締結する。【地整】【海保】
- ・ 庁舎管理者による帰宅困難者対応マニュアルの作成に係る技術的支援を行う。

【地整】

- ・ 国営公園での地域住民や帰宅困難者を受け入れるため、災害時対応マニュアル等の改訂を行う。【地整】
- ・ 避難受入施設として活用可能な施設を有するホテル・旅館、や船舶の民間事業者等と地方公共団体との間で、利用に関する協定等の締結を支援する。【運輸】

3-3 所管施設・事業者における利用者の安全確保

(1) 列車や航空機等の安全確保

- 南海トラフ巨大地震による強い揺れや津波により、東京都心部の鉄道や地下鉄、東海道線や中央本線等で発災直後に停止すると想定される。
そのため、関東運輸局は、鉄道事業者に対して主要駅や高架橋等の鉄道施設の耐震対策の実施を指導するとともに、列車停止後の乗客の安全な避難、に万全を期すよう指導する。
- また、旅客船事業者については、津波情報伝達や旅客、陸上職員、船舶等について避難行動等を実施するよう指導する。
- 羽田空港、成田空港では強い揺れにより一時的に閉鎖となるとともに、中部地域以西の多くの空港が大きな被害を受けることが予想される。
そのため、東京航空局は、発災後、空港内の旅客の避難誘導等を迅速に実施するよう指導する。
- また、甚大な被害が想定される中部圏・近畿圏の空港が被災した際の代替空港へ目的地変更を行う航空機への対応を行う。
- バスやタクシーについては旅客自動車運送事業者が乗客を安全な場所へ避難誘導するよう指導する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 特に強い揺れが想定される地域のターミナル駅等の重要な鉄道施設の耐震補強を定めた「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」に基づき、目標年度での実施について鉄道事業者を指導する。また、大規模地震発生時に列車を安全に止めるための対策として、鉄道事業者が早期地震検知システム等の導入等を進めるよう指導する。【運輸】
- ・ 列車停止後の乗客の安全な避難のため津波による浸水の可能性がある区間の指定や車両への避難はしごの搭載、マニュアル等に基づく教育・訓練の実施など、各事業者の対応策を指導するとともに、その状況を定期的に確認する。【運輸】

- ・ 旅客船事業者に対して、津波発生時に旅客、陸上職員、船舶等がとるべき避難行動等に関するマニュアルの事業者毎の整備と訓練の実施について指導する。【運輸】
- ・ 旅客自動車運送事業者のBCP策定を支援するとともに、事業者、地方公共団体が連携した図上訓練等の実施を指導する。【運輸】
- ・ 強い揺れが想定される地域にある羽田空港、成田空港については、発災直後も空港の機能が確保されるよう、重点的に空港施設の耐震・液状化対策を進める。【航空】
- ・ 中部圏・近畿圏の空港が被災した際の代替空港へ目的地変更を行う航空機の受け入れに備えて、空港運用時間の延長を行う。【航空】

(2) ターミナル駅での避難誘導支援・深刻な交通渋滞の対応

- 都心では、一時的に公共交通サービスが停止し、大量の帰宅困難者の発生が予想される。また、幹線道路は深刻な交通渋滞となり、交通・物流機能が麻痺することが予想される。
そのため、関東運輸局は、鉄道、バス事業者等が地方公共団体と連携して、鉄道利用者や駅に集まる避難者に対し避難誘導や帰宅困難者対策が適切に行われるよう指導する。
- 関東地方整備局は、所管する幹線道路の安全確認を迅速に行うとともに、警察等と連携して適切な交通誘導に努める。また、さまざまな手段でドライバー等への情報提供を行う。
- 東京航空局は、民間事業者等と協力して、空港利用者等に対し避難に資する情報提供を行う。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 地方公共団体が進める都市再生安全確保計画の策定支援等、帰宅困難者対策に係る地方公共団体等との連携を推進する。【地整】【運輸】
- ・ 鉄道、バス事業者等による帰宅困難者等の安全確保が円滑に行われるよう、事前計画の策定、これに基づく飲料水、食料等の備蓄、情報伝達施設の整備、避難訓練などの帰宅困難者対策を進めるよう指導する。【運輸】

- ・ 警察等と連携して適切な交通誘導を行うための訓練を実施する。【地整】
- ・ 日本道路交通情報センターと連携し、迅速な情報提供の推進に努める。【地整】
- ・ 民間事業者と協力し空港利用者等に、避難に資する情報提供体制を構築する。【航空】

3-4 被災状況等の把握

(1) ヘリや人工衛星等を活用した緊急調査・情報収集

- 南海トラフ巨大地震では、被害が広範囲にわたるため、様々な情報が輻輳し被害状況の把握に時間を要することが想定される。
- そのため、各地方支分部局は連携し、ヘリによる緊急調査を実施するとともに、CCTVの活用、情報収集システムの活用、人工衛星情報、関係機関からの情報収集等により情報を集約し、被害状況を包括的に把握する。
- 更に海底状況などの不可視部については、海上から港湾業務艇等による探査・情報収集を行う。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 様々な状況下においても迅速に緊急調査を実施できるよう、各地方支分部局は下記事項をあらかじめ定めておく。
 - 甚大な被害(浸水・土砂災害・河道閉塞・孤立・火災等)が想定される地域及び最優先で調査すべき重要な施設等
 - ヘリの飛行ルート、給油ポイント
 - 職員が同乗しないヘリでの調査を可能とするための事前準備(飛行ルート、機材の改良、距離標の設置、飛行中のパイロットが飛行位置や状況を説明できるような訓練等)
 - 関係機関との連絡体制、調査結果の共有
- ・ 関係機関との連携を強化し、被災情報や通行可能道路状況等の情報収集体制の強化を図る。【地整】
- ・ SAR観測技術やレーザー測量技術を含む、IT(情報技術)を活用し、被災前の現状の地形データ、精密標高データ等入手する。【地理】

- ・ 被災状況等の迅速な把握に資するよう、重要な施設周辺を対象にCCTV等の増設、CCTVを活用した点検マニュアルの整備を行う。【地整】
- ・ 防災対策用ヘリの配備、機能の充実、ヘリサット(Ku帯ヘリコプター衛星通信システム)の導入等を計画的に進める。【地整】
- ・ ヘリ調査用の対空標識として、道路路面への号線表示や舗装された堤防天端への河川名、距離標示等の整備を進める。【地整】
- ・ 第三管区海上保安本部は、巡視船艇、航空機による被害調査を迅速に実施できるよう事案即応体制を確保する。【海保】
- ・ 港湾業務艇による深淺測量等による航路・泊地等の状況把握体制を確保する。【地整】
- ・ 自衛隊等と協定を締結して情報共有の体制を構築するとともに、情報伝達訓練を実施する。【共通】

(2) TEC-FORCE等派遣(リエゾンを含む)

- 発災後速やかにTEC-FORCEを関東ブロック内で展開する必要があるため、「TEC-FORCE活動計画」を策定し、迅速な派遣を実施する。
- 被災した地方公共団体にリエゾンを派遣し、被害状況を把握するとともに、地方公共団体のニーズを把握し、必要とされる支援に取り組む。
- 関東ブロックの被災状況を踏まえ、甚大な被害が想定される中部ブロックに対して要請に応じてTEC-FORCEを派遣する。
- 現象の実態解明のための現地調査、気象や地震活動等に関する情報提供・解説活動など地方公共団体等への支援のため、気象庁機動調査班(JMA-MOT)を派遣する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 発災直後から概ね7日～10日目までの間の派遣に対応できるよう、隊員の装備や後方支援も含め、「TEC-FORCE等活動計画」を策定し、関係機関で共有する。【地整】【運輸】【気象】【地理】
- ・ 地方自治体とのリエゾン協定の締結を推進する。【地整】

- ・ また、東京管区気象台は、発災のメカニズム解明のための現地調査、気象や地震活動等に関する情報提供・解説活動など地方公共団体等への支援のため、気象庁機動調査班(JMA-MOT)の派遣計画を策定する。【気象】
- ・ TEC-FORCEが使用する車両(緊急自動車を除く)については、緊急通行車両として登録するとともに、レンタカー会社やタクシー会社等と利用協定をあらかじめ締結するなど、迅速な移動手段を確保する。【地整】【気象】
- ・ 応急活動で必要となる燃料等を確保するため、関係機関と協定を締結する等、燃料供給体制を確保する。【地整】
- ・ 関係機関等との実働訓練や研修を実施する等、TEC-FORCE隊員の技術力や現場対応力を向上させる。【地整】【運輸】【気象】
- ・ 様々な状況下において隊員が十分な行動をとれるよう、過去の災害対応の教訓等を踏まえつつ、通信機器等の隊員の携行品の充実・強化を図る。【地整】【運輸】【気象】
- ・ 防災エキスパート、建設業者等との連携・協働により、TEC-FORCEの体制強化を図る。【地整】

(3) 住民や事業者等からの情報収集

- 地域住民、建設業者等の民間事業者の協力を得ながら、様々な手段で情報収集を行うものとする。
そのため、建設業協会、日本建設業連合会、企業BCP認定業者等から被災情報収集システムを活用した情報収集を行う。また、防災エキスパートの活用やインターネットを使用した情報収集を行う。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 建設業者、防災エキスパート等と情報収集について協定等を締結しておくとともに、情報収集・伝達・集約の手段について定める。【地整】
- ・ 防災業務計画に定める情報連絡網の常時更新を実施する。【運輸】
- ・ 短時間のうちに大量に寄せられる被災情報等を迅速に集約・整理するための情報収集システムを開発・導入する。【地整】

(4) 被災情報等の電子防災情報図への集約と共有

- 関東地方測量部は、各地方支分部局と連携しつつ、収集した被災情報等をあらかじめ作成した電子防災情報図に集約し、分析するとともに、情報を共有する(電子防災情報システム)。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 関東地方測量部は、各地方支分部局と協力し、地震発生後の被災状況、復旧状況等を明示・共有し、円滑な応急活動が可能となるよう、被災が想定される地域及びその周辺におけるインフラ、活動拠点、浸水想定域等を順次電子化に向け、各地方支分部局がデータを整備・更新できるよう調整を行う。【地理】
- ・ 各地方支分部局は訓練や点検、監視といった日常の防災業務等を通して普段から当該システムを利用することで、実際の災害時においても十分活用できるようにする。【地理】

3-5 被災者の救命・救助

(1) 沿岸域における被災者の捜索救助

- 関東地方では、伊豆諸島・相模湾沿岸部・房総半島南部において、津波による多数の行方不明者が発生することが想定される。
そのため、第三管区海上保安本部は巡視船艇、航空機を動員し、関係機関とも連携しながら、対応勢力が不足する初動期においては人命救助(火災・危険物等流出事故への対応を含む)を最優先として対応し、緊急性等も考慮しつつ、順次、人員・物資の緊急輸送等を実施する。
- 東京管区気象台は、関係機関の災害応急活動の実施の判断に資する災害気象支援資料(被災地及びその周辺の気象予報、余震活動の見通し、防災上の留意事項等)の提供を行い、被災地における災害応急活動を支援する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- ・ 発災直後において、第三管区海上保安本部は巡視船艇・航空機による搜索救助活動を迅速に実施するため、事案即応体制を確保するとともに、あらかじめ動員計画を策定する。【海保】
- ・ 被災地における災害応急活動を迅速かつ的確に支援するため、災害形態に応じた情報内容や提供方法・手段をあらかじめ計画するとともに、作成訓練を実施する。【気象】

(2) 陸海空の総合啓開

- 神奈川県、千葉県、茨城県の太平洋沿岸での津波災害や山梨県での家屋倒壊・火災発生や土砂崩落により、広範囲に道路が寸断されることが予想される。そうした状況下においても、被災者の救命・救助を行う自衛隊や消防、警察等の一刻も早い被災地への進出・展開を支援するため、被災地への進出経路(緊急輸送ルート)を迅速に確保する必要がある。
そのため、関東地方整備局は、神奈川、千葉、茨城の太平洋沿岸での津波災害及び山梨県で想定される家屋倒壊や孤立集落に対応した道路啓開を実施するため関係機関と連携しつつ緊急輸送ルートを設定する。
- 発災後、港湾、空港は広範囲にわたりその動線が寸断されると想定されるが、海上においては船舶航行の支障となる障害物の撤去等航路啓開を行い、被災地への緊急輸送ルートを迅速に確保する必要があるため、関係機関と連携しつつ緊急輸送ルートを設定する。
- 東京管区気象台は、関係機関の災害応急活動の実施の判断に資する災害時気象支援資料(被災地及びその周辺の気象予報、余震活動の見通し、防災上の留意事項等)の提供を行い、被災地における災害応急活動を支援する。

＜平時から準備しておくべき事項＞

- ・ 緊急輸送ルートについて、耐震補強等の整備を実施し、被災を最小化する措置を進める。【地整】
- ・ 広範囲に特に深刻な被害が想定される山梨県において、国道20号、国道52号、138号、139号の道路啓開計画を定める。【地整】

- ・ 津波の浸水被害が想定される神奈川県の国道1・15・16・357・409号及び、千葉県の国道127号、茨城県の国道6号についての道路啓開計画を定める。

【地整】

- ・ 道路及び航路等の啓開や緊急排水に必要な関係機関との連携を強めるため、建設業団体、建設業者、建設機械レンタル業者等との協定締結や企業BCPの促進、連絡体制の強化を進める。**【地整】**
- ・ 発災直後に巡視船艇等が入港するための航路の確保のための水路調査体制を確保する。**【海保】**
- ・ 関東港湾広域防災協議会において、関係団体との協働体制を構築するとともに、関係機関との間で航路啓開等に係る協力関係を確立する。**【地整】【海保】**
- ・ 関係機関と連携しながら重要拠点(耐震岸壁、基幹的広域防災拠点)、代替機能を有する施設(臨港道路等)及び緊急確保航路等を総合的に活用した緊急輸送ルートを設定する。**【地整】**
- ・ 被災地における災害応急活動を迅速かつ的確に支援するため、災害形態に応じた情報内容や提供方法・手段をあらかじめ計画するとともに、作成訓練を実施する。(再掲)**【気象】**

(3) 救命・救助活動の支援

- 自衛隊や消防等による発災直後の救命・救助活動は、大規模土砂災害の発生現場や津波被害地域で実施されると想定され、二次災害を防止するためには、現場の状況や危険度を活動主体に的確に伝えることが求められる。
そのため、関東地方整備局は被災や地形・地盤状況を示す写真・地図・画像、浸水範囲図等、被災前後の詳しい現地情報を収集・集約し、今後の拡大見込み等を救命・救助活動実施主体に情報提供並びに助言を行う。
また、東京管区気象台は、災害応急活動の実施の判断に資する災害時気象支援資料(被災地及びその周辺の気象予報、余震活動の見通し、防災上の留意事項等)の提供を行う。
- 救命・救助活動においては、部隊の活動拠点の確保が重要な課題となる。
そのため、各地方支分部局は所管する防災拠点や国営公園等については、救命・救助活動の拠点としての活用に協力する。
- 多数の負傷者等の発生が想定されるため、自動車運送事業者等からの協力を得つつ、負傷者等の緊急搬送を支援する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 二次被害の発生予測に資するため、測量用航空機・Ku-SAT等を活用した被災状況調査結果など地理空間情報の速やかな提供が可能となるよう、関東地方測量部を中心にシステムを開発・導入する。【地理】
- ・ 被災地における災害応急活動を迅速かつ的確に支援するため、災害形態に応じた情報内容や提供方法・手段をあらかじめ計画するとともに、作成訓練を実施する。(再掲)【気象】
- ・ 自衛隊と国営公園の利用について協定の締結を進める。【地整】
- ・ 負傷者等の緊急搬送について、地方公共団体と自動車運送事業者等との協定締結を支援するなど、発災直後の迅速な行動に資するよう、準備を整える。【運輸】

(4) 孤立集落等への対応支援

- 山梨県の山間部や東京都の島しょ部及び神奈川県沿岸部では、地震・津波により多くの孤立集落の発生が予想される。
そのため、各地方支分部局は、緊急調査により集落孤立の状況を速やかに把握するとともに、救命・救助等を実施する自衛隊や消防等に対して的確な情報提供を行う。
- また、これらの機関や地方公共団体と調整しつつ、迅速かつ重点的な道路啓開等に努める。
- また、東京都(島しょ部)については迅速かつ重点的な港湾復旧のための支援を行うとともに、要請に基づき、巡視船艇や港湾業務艇及び航空機による傷病者、避難者や救援物資等の緊急輸送を行う。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 山梨県山間部の孤立防止等のため、土砂災害防止のための砂防施設を整備する。【地整】
- ・ 東京都(島しょ部)の孤立防止等のため、港湾における防災機能強化を図るとともに、避難や緊急物資輸送等の災害復旧支援体制の強化を図る。【地整】
- ・ 地方公共団体等と連携を強化して緊急調査を実施し、孤立のおそれがある集落の状況を把握し、地方公共団体等からの要請により、巡視船艇及び航空機による傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送を実施するため、事案即応体制を確保する。【海保】
- ・ 孤立により困難となる通信手段の確保をはかるため通信用機材の提供も含め、関係機関と連携して対応方策を検討する等、事前の準備を進める。【地整】

3-6 被害の拡大防止・軽減

(1) 河道閉塞への対応等

- 神奈川県、山梨県、長野県の山間地域では、強い揺れにより多くの斜面崩壊や地すべりが発生し、これに伴い河道閉塞が生じると想定される。
そのため、関東地方整備局は、発災直後の緊急調査の結果を踏まえ、河道閉塞発生箇所を速やかに把握するとともに、発生状況や決壊の危険性、また下流域への影響を分析、検討し、地方公共団体への情報提供等を行うとともに、重点的に住民の避難支援、危険防止対策、監視体制の強化を実施する。
- 河道閉塞等の大規模な被災や二次災害のおそれ等に対しては、迅速かつ集中的な対応を行うため、高度な技術力を持つTEC-FORCE隊員を集中的に派遣し、速やかな確認調査、必要に応じて情報提供や避難支援、危険防止対応を実施する。
- 東京管区気象台は、災害応急活動を支援、また二次災害防止の観点から、余震発生状況や被災地等を対象とした詳細な気象情報の提供を行う。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 河道閉塞形成の可能性が高い地域をあらかじめ把握し、発災後の対応計画の検討及び施設整備を実施する。【地整】
- ・ 山間地での円滑な応急活動に資するよう、調査資機材や分解型無人重機、計測機器の配備等、緊急調査及び応急対策に必要な装備の充実を図る。(地整)
- ・ 緊急調査を迅速に実施できるようTEC-FORCEの派遣をする為の防災体制の整備を図るとともに、対応する職員の技術力向上・維持のための研修・訓練を継続的に実施する。【地整】
- ・ 被災地における災害応急活動を迅速かつ的確に支援するため、災害形態に応じた情報内容や提供方法・手段をあらかじめ計画するとともに、作成訓練を実施する。(再掲)【気象】

(2) コンビナート火災・油流出等への対応

- 南海トラフ巨大地震での強い揺れ・液状化や津波により、東京湾岸のコンビナート等の沈下、火災、危険物の流出等が発生し、被害が拡大するおそれがある。
そのため、第三管区海上保安本部は、港湾管理者等関係機関と連携・協力しつつ、救助・救援、消火等を実施する。
関東地方整備局は、水質汚濁に関わる物資の支援及び消火活動への支援を行う。
- 東京管区気象台は、災害応急活動を支援、また二次災害防止の観点から、余震発生状況や被災地等を対象とした詳細な気象情報の提供を行う。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 民間企業や消防等関係機関との連携を図るため、官民一体となって訓練等を実施する。【海保】
- ・ 港湾管理者等の関係機関と火災消火、油等防除措置に関しての連携強化を図るとともに、河川水等を緊急時の消火用水として確保するため取水用ピット等の整備の支援、汚濁防止物資の支援を行う。【地整】【海保】
- ・ 被災地における災害応急活動を迅速かつ的確に支援するため、災害形態に応じた情報内容や提供方法・手段をあらかじめ計画するとともに、作成訓練を実施する。(再掲)【気象】
- ・ 民間企業が所有する護岸・岸壁の耐震化や適切な維持管理等、地震発生時の被災を軽減する事前対策を促進する。【地整】

(3) 優先順位に基づく施設の応急復旧

○ 南海トラフ巨大地震では、広範囲にわたり甚大な被災が発生し、応急復旧資機材等の入手が通常のルートでは困難となることが懸念される。

そのため、各地方支分部局は、緊急輸送への支援や復旧資材の調達、施工業者の確保の状況等を踏まえつつ、優先度・緊急度に応じた所管施設の応急復旧を関係機関と連携・協力して行う。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 応急復旧用資機材等の備蓄を進める。【地整】【海保】
- ・ 特に、強い揺れや巨大な津波が想定される地域では、道路や河川構造物の耐震対策等を重点的に進める。【地整】
- ・ 海上輸送路確保のため耐震強化岸壁の整備を進める。【地整】
- ・ 航路標識の被災状況の調査、復旧、情報提供方法に係るマニュアルを策定する。【海保】
- ・ 住民が堤防上に避難することを前提とした、堤防の応急復旧活動等を円滑に行うための必要な対策を実施する。【地整】
- ・ 官庁施設の防災データベースの整備を行う。【地整】
- ・ 関東港湾広域防災協議会等において、被災時の港湾の相互利用について検討を進めるとともに、航路や施設の復旧手順について検討を行う。【地整】

(4) 被災建築物等応急危険度判定活動

- 南海トラフ巨大地震により住宅・建築物の被災が想定される地域では、余震時の建築物の倒壊等による二次被害の発生も想定される。
そのため、関東地方整備局は、発災後、実施される被災建築物等応急危険度判定が円滑に行われるよう、被災した地方公共団体に対して専門家や応急危険度判定士等の派遣の支援・調整を行う。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 発災後、多数の専門家を派遣することが想定されるため、あらかじめ建築物の応急危険度判定士の取得を促進するとともに、応急危険度判定士の自治体登録者名簿の整備を行う。【地整】
- ・ 建築士等に呼びかけ、判定士への登録を促進するほか、判定士が活動に参加しやすくするための条件整備の検討や全国連絡訓練を実施し、災害時に速やかに判定活動を開始できるよう準備を行う。【地整】

(5) 災害対策用機械・情報通信機材等の派遣

- 関東地方整備局は、発災後速やかに被災状況を踏まえ、関東ブロック内において、排水ポンプ車、照明車、災害対策本部車等の災害対策車両の派遣を行う。
- また発災後速やかに、衛星通信車、Ku-SAT等の情報通信機材の出動準備に着手するとともに、地方公共団体等からの要請等に応じ直ちに出勤させる。
- また、関東ブロックでの被災状況、派遣状況等を踏まえつつ、甚大な被害が想定される中部圏への災害対策用機械及び情報通信機材の派遣体制を確立する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 関東地方整備局が所有する災害対策用機械・情報通信機材の諸元・性能のデータベースの整備を進める。【地整】
- ・ 応援派遣された機械の集結方法、指示系統、メンテナンス体制、燃料供給体制、機械を運用する技術者(運転手等)等について、派遣の長期化も踏まえた計画を策定する。【地整】

- ・ 災害対策用機械や無人化施工機械を運用する技術者や技能者を確保するとともに、訓練を行い、技術力や現場対応力を向上させる。【地整】
- ・ 新たな災害対策用機械の開発に向けた検討や、現有機械の高度化に関する検討を行い、計画的な配備を進める。【地整】
- ・ 災害対策車両の輸送手段(船舶等)について検討を進める。【地整】
- ・ ゼロメートル地帯や広域地盤沈下が発生した地域などで広域浸水が発生した場合のシミュレーションを実施し、排水対策を立案する。【地整】

3-7 被災者・避難者の生活支援

(1) 避難者に必要な物資の広域輸送

- 広域的な支援物資の輸送を支えるため、所管する道路、港湾、航路、空港等施設の総合啓開や応急復旧等を実施する。
- 特に、被害が大きい山梨県や東京都島しょ部、また甚大な被害が想定される中部圏への物資の輸送を想定し、関係機関と連携しつつ陸路および航路の輸送体制を構築する。
- 第三管区海上保安本部は、地方公共団体からの要請に基づき、巡視船艇、航空機による輸送を実施する。
- 災害時の輸送拠点や輸送路として緊急河川敷道路や緊急用船着き場を活用する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 関東地方整備局は、山梨県の国道20号、国道52号等の道路啓開の計画及び高速道路会社等と連携して広域的な緊急輸送道路の計画を策定する。【地整】
- ・ 道路ネットワークのリダンダンシー確保のために、基幹ネットワークの強化を図るため、緊急輸送道路の耐震化、首都圏3環状道路、中部横断自動車道等の整備を推進する。【地整】

- ・ 関東運輸局は、トラック事業者、倉庫事業者と地方公共団体との支援物資の輸送・保管及び物流専門家の派遣に係る協定締結を促進するとともに、官民の連携体制を構築する。また、民間物資拠点の選定、確認を行うとともに、支援物資輸送に係る訓練を実施する。【運輸】
- ・ また、海上輸送について、地方公共団体と関係事業者等における発災時の物資輸送に関する協定締結等を促進する。【運輸】
- ・ 広域的な支援物資の物流拠点となる基幹的広域防災拠点や物資拠点となることが想定される施設等については、発災後の速やかな使用を想定し、必要な対策を進める。【地整】【航空】
- ・ 地方公共団体との防災会議、訓練等を通じて具体的な物資搬送等に係る連携体制を確認する。【海保】
- ・ 緊急輸送路として主要河川における緊急用河川敷道路及び緊急用船着場等の整備や耐震化を推進し、活用ルールについて策定を図る。【地整】

(2) 生活用水と衛生環境の確保

- 強い揺れや巨大な津波により水供給システムや下水処理場・管路が甚大な被害を受けると想定され、山梨県では被災後1週間での断水人口が約26万人に及び、発災からの時間経過とともに避難所での衛生環境が悪化するおそれがある。
そのため、関東地方整備局は、被災時にも安定した生活用水の供給が可能となるよう、水質事故の監視および支援を実施する。利水施設管理者間が連携して対応する。

<平時から準備しておくべき事項>

- ・ 被災地における円滑な水融通に資するよう、利水者間の共通BCPの策定を支援する。【地整】
- ・ 未処理の汚濁水の排水、水質事故に備えた対策を検討するとともに、関東地方水質汚濁対策連絡協議会等による連絡体制確保を促進する。【地整】
- ・ 汚濁水対策のための資材の備蓄を行う。【地整】

3-8 施設等の復旧

- 南海トラフ巨大地震が発生した場合、関東以西の太平洋沿岸部で甚大な被害が想定されており、全国的に復旧に必要な資機材や人員が不足することが想定される。
- こうした状況を踏まえ、人口集中地域やサプライチェーン等被災した場合の経済への影響の大きさ等を考慮しつつ、各施設の被災状況について十分に調査した上で、特に重要な地域については重点的・優先的に施設等の本格復旧を実施する。
この場合、甚大な被害が想定される中部圏、近畿圏において、復興が長期化した場合の代替え機能を関東圏で担う必要があることも考慮する。
- 関東ブロックでは、地震による強い揺れにより山梨県で国道20号等の広域幹線道路及び津波により河川・道路・港湾施設等が被災することが想定されるため、関係機関が連携して、広域物流ルートの確保を優先して本格復旧を行う。

<平常時から準備しておくべき事項>

- ・ 関東ブロックと他の地域を結ぶ広域物流ルートの本格復旧(代替輸送ルートの設定も含む)について、リソースを優先的に投入する計画を明確にしておく。【共通】
- ・ 地震による被災の緊急復旧シミュレーション等を実施。【地整】

3-9 中部圏への支援

- 関東ブロックの被災状況を踏まえ、甚大な被害が想定される中部ブロックに対して要請に応じてTEC-FORCEを派遣する。(再掲)
- 関東ブロックでの被災状況、派遣状況等を踏まえつつ、甚大な被害が想定される中部圏への災害対策用機械及び情報通信機材の派遣体制を確立する。(再掲)
- 特に、被害が大きい山梨県や東京都島しょ部、また甚大な被害が想定される中部圏への物資の輸送を想定し、関係機関と連携しつつ陸路および航路の輸送体制を構築する。(再掲)

<平常時から準備しておくべき事項>

- ・ TEC-FORCE等が使用する車両(緊急自動車を除く)については、緊急通行車両として登録するとともに、レンタカー会社やタクシー会社等と利用協定をあらかじめ締結するなど、迅速な移動手段を確保する。(再掲)【地整】【気象】
- ・ 応急活動で必要となる燃料等を確保するため、関係機関と協定を締結する等、燃料供給体制を確保する。(再掲)【地整】
- ・ 関係機関等との実働訓練や研修を実施する等、TEC-FORCE等隊員の技術力や現場対応力を向上させる。(再掲)【地整】【運輸】【気象】
- ・ 様々な状況下において隊員が十分な行動をとれるよう、過去の災害対応の教訓等を踏まえつつ、通信機器等の隊員の携行品の充実・強化を図る。(再掲)【地整】【運輸】【気象】
- ・ 関東地方整備局が所有する災害対策用機械・情報通信機材の諸元・性能のデータベースの整備を進める。(再掲)【地整】
- ・ 応援派遣された機械の集結方法、指示系統、メンテナンス体制、燃料供給体制、機械を運用する技術者(運転手等)等について、派遣の長期化も踏まえた計画を策定する。(再掲)【地整】
- ・ 災害対策用機械や無人化施工機械を運用する技術者や技能者を確保するとともに、訓練を行い、技術力や現場対応力を向上させる。(再掲)【地整】
- ・ 新たな災害対策用機械の開発に向けた検討や、現有機械の高度化に関する検討を行い、計画的な配備を進める。(再掲)【地整】

- ・ 災害対策車両の輸送手段(船舶等)について検討を進める。(再掲)【地整】
- ・ 関東地方整備局は、山梨県の国道20号、国道52号等の道路啓開の計画及び高速道路会社等と連携して広域的な緊急輸送道路の計画を策定する。(再掲)【地整】
- ・ 道路ネットワークのリダンダンシー確保のために、基幹ネットワークの強化を図るため、緊急輸送道路の耐震化、首都圏3環状道路、中部横断自動車道等の整備を推進する。(再掲)【地整】
- ・ 関東運輸局は、トラック事業者、倉庫事業者と地方公共団体との支援物資の輸送・保管及び物流専門家の派遣に係る協定締結を促進するとともに、官民の連携体制を構築する。また、民間物資拠点の選定、確認を行うとともに、支援物資輸送に係る訓練を実施する。(再掲)【運輸】
- ・ 海上輸送路の確保のため耐震強化岸壁の整備を進める(再掲)【地整】
- ・ 関東港湾広域防災協議会において、関係団体との協働体制を構築するとともに、関係機関との間で航路啓開等に係る協力関係を確立する。(再掲)【地整】
【海保】
- ・ 広域的な支援物資の物流拠点となる基幹的広域防災拠点や物資拠点となることが想定される施設等については、発災後の速やかな使用を想定し、必要な対策を進める。(再掲)【地整】【航空】
- ・ 地方公共団体との防災会議、訓練等を通じて具体的な物資搬送等に係る連携体制を確認する。(再掲)【海保】

第4章 巨大地震の発生に備え戦略的に推進する対策

巨大地震による揺れ・津波・土砂災害・液状化・地盤沈下・火災等による甚大な人的・物的被害を軽減するため、国土交通省の各地方支分部局として取り組むべき予防的な対策について、中長期的な視点も踏まえつつ記載する。

4-1 強い揺れへの備え

(1) 公共施設の耐震化等

- 発災後、公共施設等がいかに迅速に防災拠点や緊急輸送道路、また耐津波防御施設として機能するかは、被害全体の規模や復旧・復興に向けた活動を左右する、極めて重要な要素である。
そのため、公共施設等については、これまで取り組んできた次に掲げる耐震性能の向上等に引き続き取り組むとともに、特に南海トラフ巨大地震により深刻な被害を受ける施設や地域においては、進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。
 - ・ 津波の遡上等から地域を守るため、河川・海岸堤防、水門・樋門等について、地盤の改良等の耐震・液状化対策を推進する。【地整】
 - ・ 発災後の救命・救助活動への支援はもとより、被災地への広域的な物資輸送や1日も早いサプライチェーンの回復等による日本経済の復興に資するよう、緊急物資輸送や人流・物流等の重要ルートとなる道路、港湾、航路、空港等に関する施設について、耐震・液状化対策を推進する。【地整】【航空】
 - ・ 発災後の速やかな応急活動の開始や被災者等の避難場所として機能を発揮するよう、庁舎等の耐震化やエレベーター整備の老朽化対策を推進する。【共通】
- 施設の機能を最大限に発揮させるため、所管施設等の的確な維持管理・更新を推進する。
 - ・ 想定する揺れに対して、施設の老朽化に起因する被害の発生・拡大を防止するため、施設の特徴を踏まえた適切な点検による現状確認と、その結果に基づいた的確な修繕を実施する。【地整】【航空】
(橋梁は5年毎、トンネルは2～5年毎に定期点検を行っている)

- ・ その際、維持管理・更新に係る情報の整備や新技術の開発・導入等により、戦略的・計画的に取組を推進する。【地整】【航空】

(2) 信頼性の高い緊急輸送等の交通基盤施設の整備

- 南海トラフ巨大地震による強い揺れにより広範囲にわたり道路、鉄道等の広域輸送を担うネットワークが寸断されるなどの被害を受けると想定される。そのため、深刻な被害を受ける施設や地域については、進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。
 - ・ 道路ネットワークについて、広域的な代替路の整備によるネットワークのリダンダンシーを確保するため首都圏3環状道路及び中部横断自動車道等の整備を促進する。【地整】
 - ・ 道の駅が災害対応活動の対応拠点として機能できるような整備を進める。【地整】
 - ・ 緊急用河川敷道路、緊急用船着場等の整備。【地整】

(3) 地震観測の充実と長周期地震動対策

- 南海トラフ巨大地震においては、広域において強い揺れが発生することが想定されるため、地震の観測等を強化し、緊急地震速報の迅速化・高度化を進める。【気象】
- 発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する観測情報を発表する。また、長周期地震動の予測技術の開発等、予報の発表に向けた取組を進める。【気象】

(4) 土砂災害対策

- 南海トラフ巨大地震における強い揺れにより、土砂災害による防災拠点、重要交通網、避難路等への被害や孤立集落の発生が想定される。こうした被害の軽減に資する、砂防施設の整備を推進する。【地整】

4-2 巨大な津波への備え

(1) 避難路・避難場所の確保等

- 南海トラフ巨大地震では、襲来する巨大な津波により、関東地方で最大で約6千人が死亡すると想定されている。

そのため、こうした深刻な被害から国民を守るため、深刻な被害を受ける神奈川県、千葉県のパシ洋沿岸等においては、進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

- ・ 道の駅や高速道路のSA・PA等への避難者の受け入れのため、避難路、避難階段の整備や道の駅の防災拠点化(34箇所整備済)を進める。【地整】
- ・ 避難行動の際、参考となる道路等における標高標識や津波実績高などの表示を積極的に推進する。【地整】
- ・ 市町村によるハザードマップの作成や住民等による津波からの避難確保計画の作成を支援する。【地整】
- ・ 地震により発生が予測される津波の挙動を図示した津波防災情報図を整備・提供することで、船舶の津波対策や避泊水域の検討など、港湾内の船舶の津波防災対策を支援する。【海保】
- ・ 発災時に湾内の船舶に対して警報等を迅速確実に伝達するとともに、危険な海域や避難海域等の情報を提供するために、一元的な海上交通管制を行う体制を構築する。【海保】
- ・ 広範囲にわたり強い揺れが発生することが想定されるため、緊急地震速報の迅速化・高度化を進める。【気象】
- ・ 羽田空港での津波避難計画は策定済みであり、円滑な避難や行動計画の周知等を目的とした合同演習、防災広報を実施し、津波来襲を想定した合同避難訓練を実施する。【航空】

(2) 津波浸水を軽減させる河川管理施設の整備等

- 南海トラフ巨大地震に伴う津波により深刻な被害を受ける施設や地域においては、進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。
 - ・ 津波から国土を守るとともに、沿岸住民等の避難のリードタイムを稼ぐため、河川管理施設・海岸堤防等の整備や耐震・液状化対策を進める。【地整】
 - ・ 特に海岸部においては、津波に対して粘り強い海岸堤防の整備や防波堤と防潮堤による多重防御、海岸の浸食対策を推進する。【地整】
 - ・ 水門等の確実な操作のため、施設の耐震化等進めるとともに、広範囲にわたり、かつ短時間で数多くの水門等を操作するため、津波の影響がある河川では、重点的に水門等の自動化・遠隔操作化・無動力化を推進する。【地整】
 - ・ 浸水被害の拡大防止のため、緊急的に排水を行う施設等の地震被害軽減に資する施設等の整備を推進する。【地整】
 - ・ 地震による被害を想定するため、予め浸水対策シミュレーションを実施し、排水計画の策定を図る。【地整】

南海トラフ巨大地震 関東ブロック地域対策計画 対応すべき重要テーマと重点対策

国土交通省

関東地方整備局、関東運輸局、東京航空局、東京管区气象台

第三管区海上保安本部、国土地理院関東地方測量部

使命	重要テーマ	重点対策箇所	ページ
命を守る	<p>【テーマ①】</p> <p>津波からの迅速な避難を全力で支えるとともに救助活動を開始する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 緊急地震速報・津波警報等及び津波観測情報の迅速化・高精度化をH27年度中に実施する。 ◇ 国道1号(神奈川)で避難誘導施設の整備を進める。 ◇ 江戸川・荒川等の津波が遡上する地域について、水門の耐震化・リモート化の整備を行う。 ◇ 粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防護による津波対策を進める。 	P. 3
救急・救命	<p>【テーマ②】</p> <p>全力を挙げて進出ルートを確認し、救命救助活動を支える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 山梨県において、道路啓開計画を策定する。 ◇ 道の駅の防災拠点化を推進する。 ◇ 代替え路線として、中部横断自動車道の整備を進める。 	P. 4
復旧	<p>【テーマ③】</p> <p>首都機能を支える都心交通インフラの混乱や物流の停滞を最小限に食い止める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 鉄道・バス事業者等へ帰宅困難者等の対応について事前計画の策定と訓練の実施を推進する。 ◇ 警視庁との交通規制訓練を定期的実施する。 ◇ 民間企業の岸壁・護岸の耐震化等を促進する。 	P. 5
支援	<p>【テーマ④】</p> <p>中部圏域の被災地を全力で支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 民間事業者等と連携して広域的な支援物資輸送体制の構築、訓練等の実施を推進する。 ◇ TEC-FORCE派遣計画をH26年度中に策定し、運用を開始する。 	P. 6

「命を守る」

【テーマ①】津波からの迅速な避難を全力で支えるとともに救助活動を開始する。

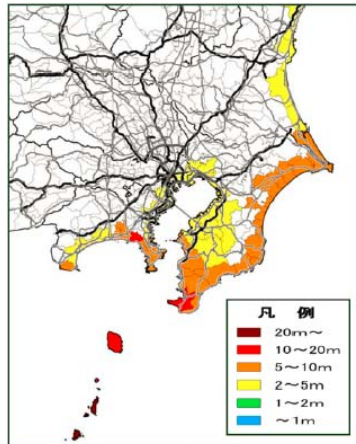
深刻な事態

○神奈川県、千葉県、東京都(島しょ部)に大規模な津波が襲来、死者は最大6,000人に達する。

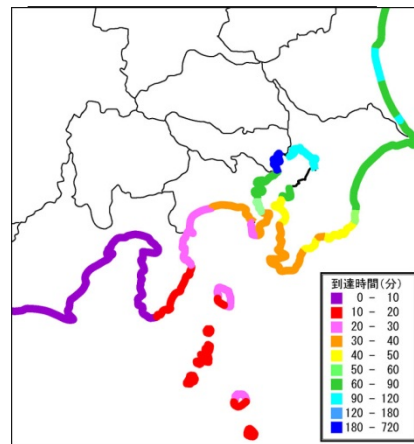
・神奈川県、千葉県の太平洋、東京都の島しょ部で最大10~31mの津波が来襲し、最大6,000人の死者が発生する。

関東ブロックにおける死者数最大6,500人、うち津波による死者が約6,000人。

- ・神奈川県 2,900人 最大津波高さ10m (26)
- ・千葉県 1,600人 最大津波高さ11m (31)
- ・東京都(島しょ部) 1,500人 最大津波高さ31m (11) ()到達時間分



想定される各地の津波の高さ



想定される各地の津波到達時間



東日本大震災(H23)

南海トラフ巨大地震 関東地域対策計画

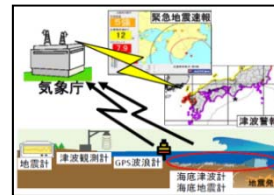
◎津波の来襲に備える。

- (1) 堤防の強化 (粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防護の推進)
- (2) 水門の耐震化・リモート化と迅速な操作



◎迅速な避難を促す。

- (1) 緊急地震速報・津波警報等の精度向上と迅速な発表
- (2) 道路情報板、河川情報板等を用いた迅速な情報提供、巡視船艇・航空機による避難の広報



- (3) 所管施設を活用した避難誘導 (海拔表示、避難場所案内など)



- (4) 既存施設の活用を含めた避難場所・避難路の整備、船舶避泊水域の確保



◎海上における人命救助

関係機関と連携しながら人命救助を実施



〔重点対策箇所〕

- ・緊急地震速報・津波警報等及び津波観測情報の迅速化・高精度化をH27年度中に実施する。
- ・国道1号(神奈川)で避難誘導施設の整備を進める。
- ・江戸川・荒川等の津波が遡上する地域について、水門の耐震化・リモート化の整備を行う。
- ・粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防護による津波対策を進める。

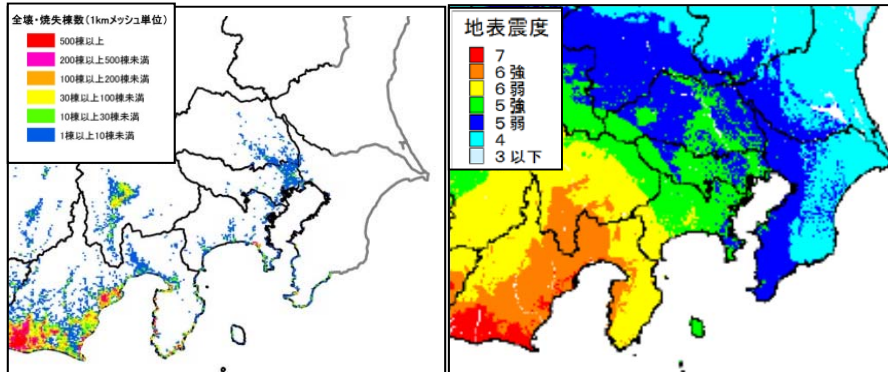
「救急・救命」

【テーマ②】 全力を挙げて進出ルートを確認し、救命救助活動を支える。

深刻な事態

○激しい揺れにより多数の家屋が倒壊し死者は最大400人に達し、山間部では孤立集落が多数発生する。【山梨県】

・山梨県では震度6強の激しい揺れが県土の約2/3に及び、建物倒壊等により死者が約400人に達する。



出典：内閣府 平成24年8月 P.185「南海トラフの大地震の被害想定について（第一次報告）」



地震の揺れによりに壊滅的な被害を受けた家屋

・山梨県南部では孤立集落が多数発生し救援救助の要請が高まる。



孤立集落の発生

南海トラフ巨大地震 関東地域対策計画

◎迅速な道路啓開により進出ルートを確認する。

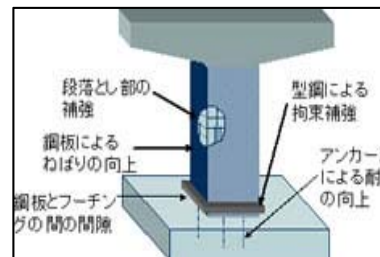
(1)山梨県内の国道20号、52号、138号、139号について、関係機関や民間事業者と連携しつつ迅速に道路啓開を行う。



(2)河川防災ステーションや道の駅を防災拠点として整備し、啓開部隊の活動拠点、資材備蓄基地として活用する。



(3)国道の耐震化、土砂災害対策を重点的に進めるとともに、道路ネットワークのリダンダンシーを確保する。



〔重点対策箇所〕

- ・山梨県において、道路啓開計画を策定する。
- ・道の駅の防災拠点化を推進する。
- ・代替え路線として、中部横断自動車道の整備を進める。

「復旧」

【テーマ③】 首都機能を支える都心交通インフラの混乱や物流の停滞を最小限に食い止める。

深刻な事態

○地震による交通施設の寸断、大量の帰宅困難者の発生、深刻な交通渋滞により、首都圏の交通や物流機能が麻痺する。

・首都圏では震度5強の強い揺れが広範囲に発生、交通施設が一時的に機能不全に陥り、利用者の混乱、多数の帰宅困難者・通勤困難者が発生する。



朝日新聞 平成23年3月12日付



写真: 読売新聞社

読売新聞 平成26年1月4日付

東日本大震災における都内の交通渋滞



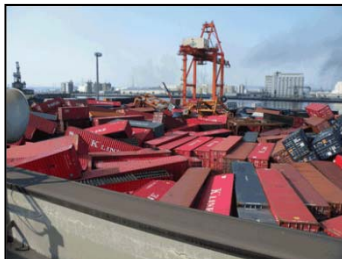
JRの運転停止



出典: 国土交通省「参考資料『震災を踏まえた新規施策・政策見直しについて』平成24年3月9日 国土交通省 P.24」

東日本大震災における帰宅困難者

・東京湾では地震・津波による臨海部コンビナートの火災や流出物等により港湾機能の低下が生じる。



(左)臨海部コンビナートの火災(コスモ石油千葉精油所)
(右)コンテナの散乱(仙台釜港(仙台区))

南海トラフ巨大地震 関東地域対策計画

◎ターミナル駅での避難誘導支援を行う。

(1)ターミナル駅での帰宅困難者の受け入れ。



(2)帰宅困難者への情報提供(ターミナル駅)



◎深刻な渋滞の早期解消を促す。

(1)ドライバーへの情報提供。



(2)警察と連携した交通誘導



◎臨海部における地震・津波被害の軽減を図る。

(1)老朽化した民間企業の岸壁・護岸の耐震化等の促進



〔重点対策箇所〕

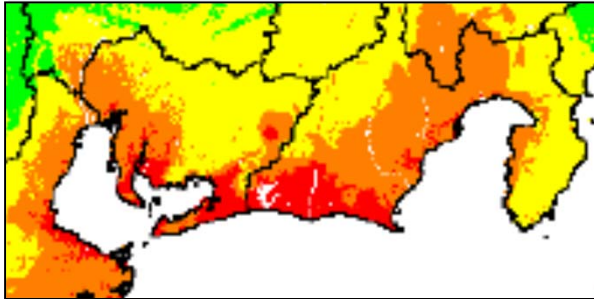
- ・鉄道・バス事業者等へ帰宅困難者等の対応について事前計画の策定と訓練の実施を推進する。
- ・警視庁との交通規制訓練を定期的実施する。
- ・民間企業の岸壁・護岸の耐震化等を促進する。

「支援」

【テーマ④】 中部圏域の被災地を全力で支援する。

深刻な事態

○中部圏域で大規模津波により壊滅的な被害が発生し、近隣地域からの支援が不可欠な状況が生じる。



地表震度	
7	強
6	強弱
5	強弱
5	弱
4	
3	以下

※強震波形の4ケースと経験的手法の最大震度分布図
津波による死者は最大で約23万人
救助を要する人は最大で約4万人。

- ・静岡市由比地区には、太平洋沿いの極めて限られたエリアに日本の大動脈である東名高速道路（約31,000台/日）、国道1号（約64,000台/日）、JR東海道本線（約150本/日）が集中。
- ・一方で、直上には大規模な地すべりブロックが存在しており、地震の揺れで崩落し、重要な交通網を寸断するおそれ。



- ・名古屋の大都市圏を形成する濃尾平野はゼロメートル地帯。
- ・強い揺れに伴い河川・海岸堤防の沈下が発生した場合、想定される高さ5mの津波を防げず、広範囲にわたる長期的な浸水が発生。



東日本大震災での浸水被害



南海トラフ巨大地震 関東地域対策計画

◎中部圏域への輸送体制、輸送ルートを確認する。

(1)鉄道、海運、自動車事業者と連携し、広域的な輸送体制を構築



広域輸送イメージ図



整備中の耐震岸壁



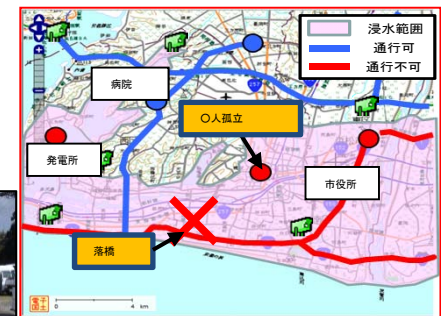
コンテナの撤去作業



東京湾臨海部基幹的広域防災拠点

◎TEC-FORCE・災害対策車両を派遣し、復旧を支援する。

(1)TEC-FORCE、災害対策車両の派遣計画を策定、運用する。



電子防災情報図を使用した情報収集で
TEC応急活動の強化・充実を図る

【重点対策箇所】

- ・民間事業者等と連携して広域的な支援物資輸送体制の構築、訓練等の実施を推進する。
- ・TEC-FORCE派遣計画をH26年度中に策定し、運用を開始する。

南海トラフ巨大地震 関東ブロック地域対策計画 被害想定

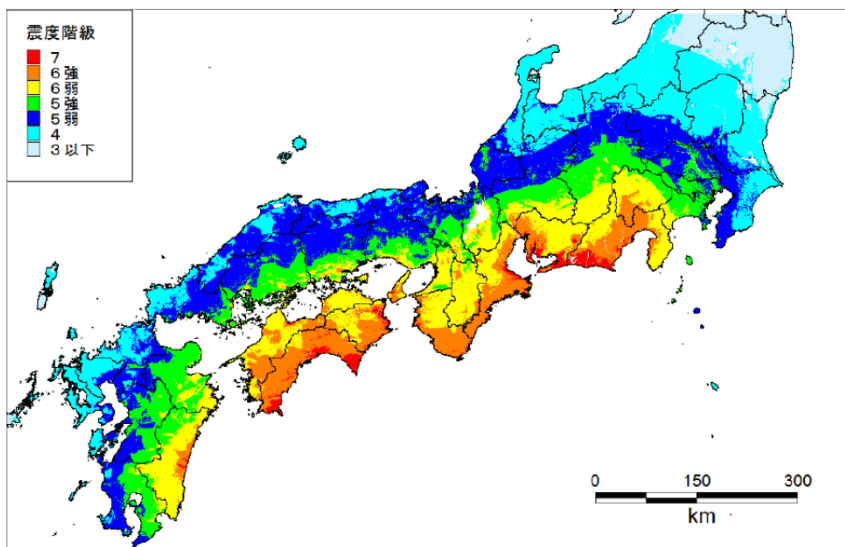
国土交通省

関東地方整備局、関東運輸局、東京航空局、東京管区气象台

第三管区海上保安本部、国土地理院関東地方測量部

南海トラフ巨大地震による被害について(全体)

■ 震度分布

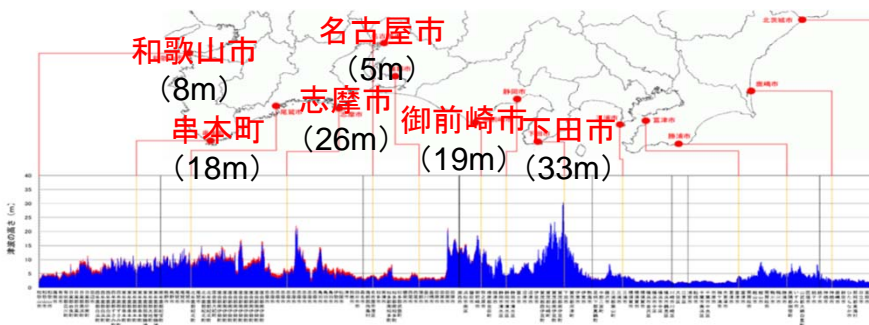


地震動・津波の概要

○震度は、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、宮崎県で最大震度7を観測
 長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、岡山県、広島県、山口県、大分県が震度6強を観測する。

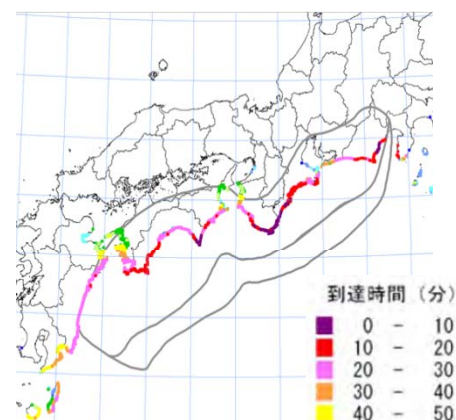
○津波高は、駿河湾～伊勢湾で高知で最大34m
 ○津波到達時間は、静岡県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県で2～7分と早い到達が予想される。
 (※津波高1mの到達時間の場合)

■ 津波高さ

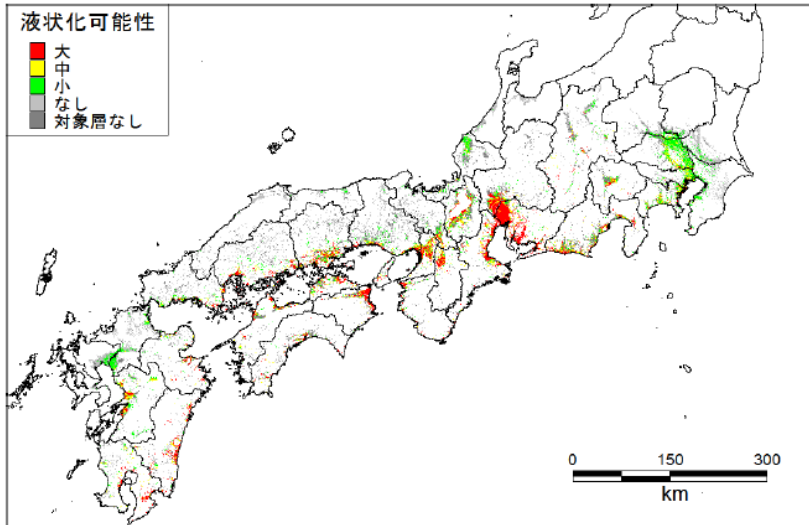


想定される各地の津波の高さ(例: 関東～近畿)

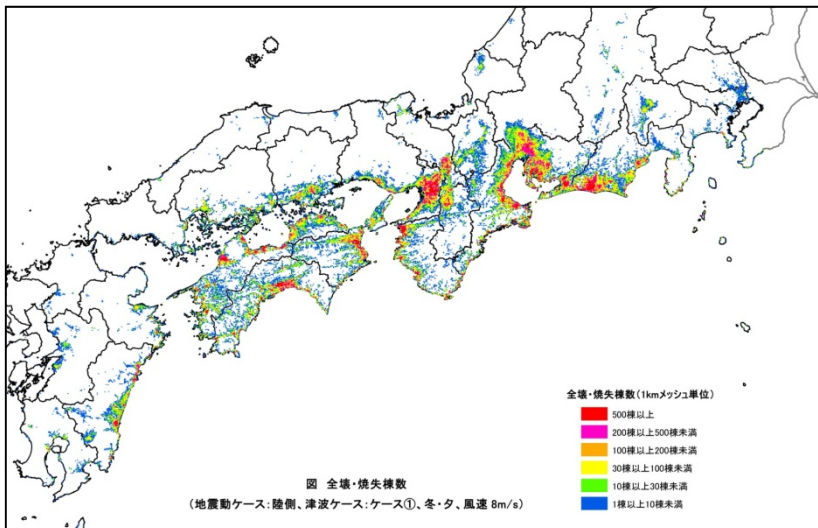
■ 津波の到達時間



■ 液状化可能性



■ 全壊・焼失棟数



被害の状況

○建物の全壊棟数は、最大で約2,382,000棟

揺れ	約1,346,000棟
液状化	約 134,000棟
津波	約 146,000棟
急傾斜地の崩壊	約 6,500棟
火災	約750,000棟

○死者は最大で約323,000人

このうち、津波による死者数は、最大で約230,000人

○被災直後のライフラインの被害の推計

上水道	約3,440万人が断水
下水道	約3,210万人が利用困難
電力	約2,710万軒が停電
通信	約930万回線が通話できなくなる。
都市ガス	最大約180万戸の供給が停止。

○交通被害の想定

道路 最大で道路施設被害(路面損傷、沈下、法面崩壊、橋梁損傷等)が約4万~4万1千箇所発生する。

鉄道 最大で鉄道施設被害(線路変状、路盤陥没等)は約1万9千箇所発生する。

港湾 係留施設約1万7千箇所のうち約5千箇所で被害が発生する。
防波堤延長417kmのうち約126~135kmで被害が発生。

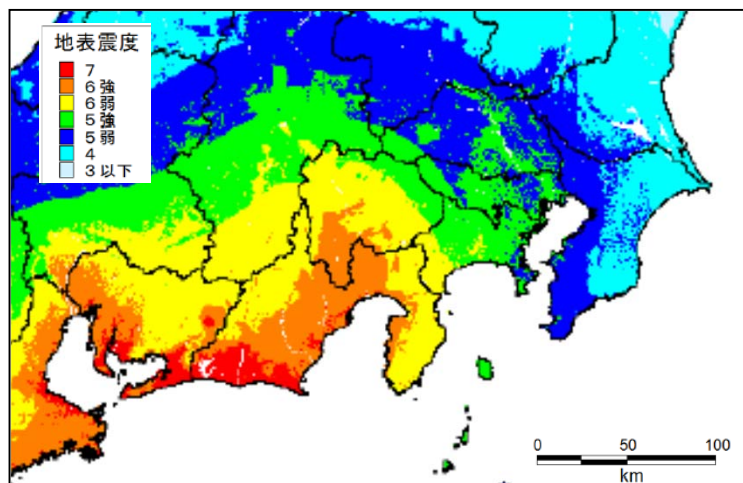
空港 中部国際空港、関西国際空港、高知空港、大分空港、宮崎空港で津波浸水が発生する。

○避難者

断水の影響を受けて1週間後に最大で約950万人が発生する。

関東地方の被害想定

■ 被害想定概要



南海トラフ巨大地震の震度分布

【選択ケース】 最大値※の分布

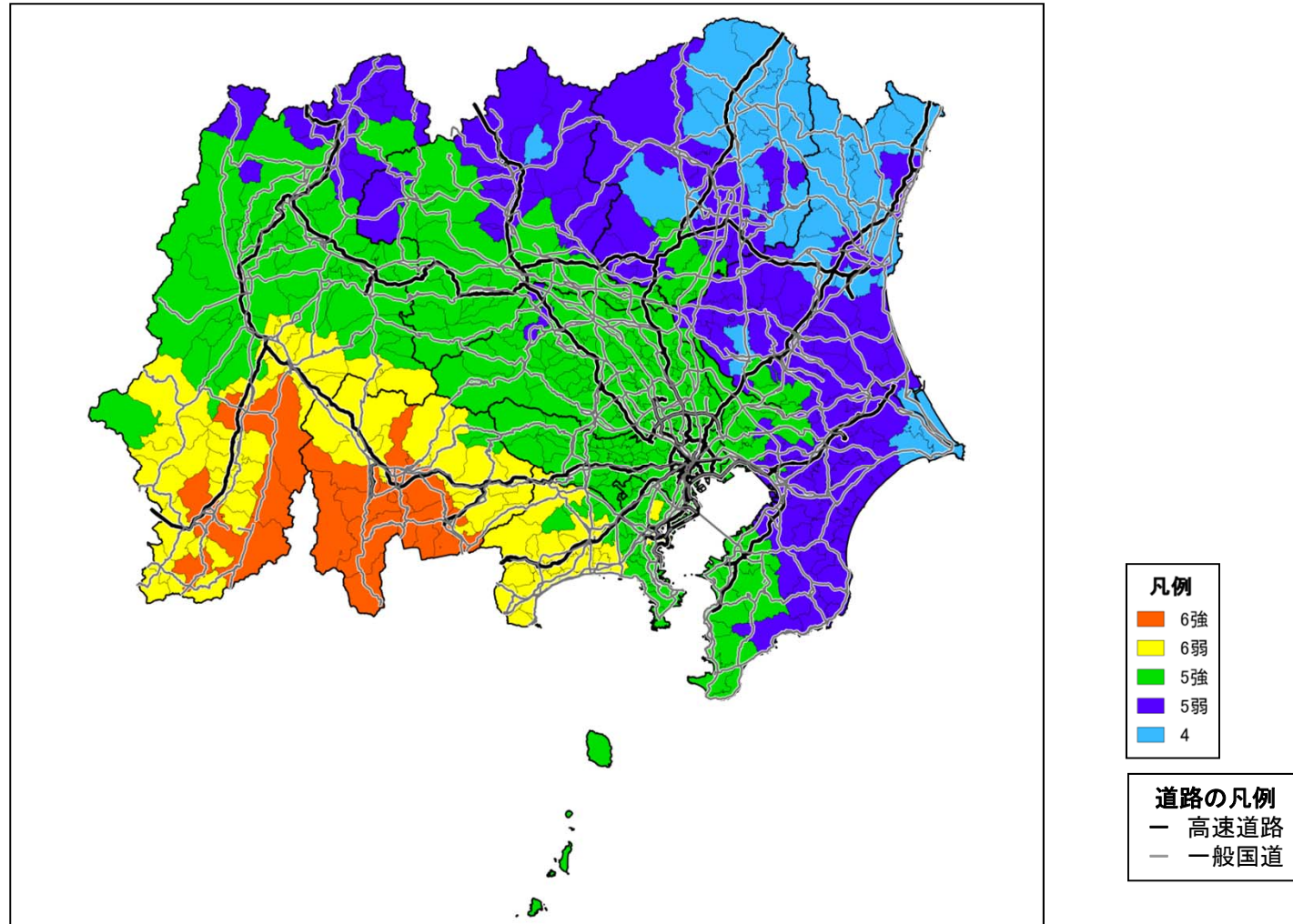
被害想定結果の特徴等

- 沿岸部
- 震度は、相模湾沿岸部(西部)で震度6弱、相模湾沿岸部～東京湾沿岸部(西部)で5強
 - 津波高は、房総半島(南部)の一部で10～20m
 - 津波到達時間は、相模湾沿岸部(西部)および(東部)の一部で20～30分
(※津波高1mの到達時間の場合)
 - 液状化の可能性は、東京湾沿岸部の一部で高い。(可能性:中～大)
- 内陸部
- 震度は、長野県・山梨県で最大6強、神奈川県で最大6弱。他は広範囲で5強～5弱。
- 島しょ部
- 震度は、大島で5強
 - 津波高は、伊豆諸島で20m以上
 - 津波到達時間は、伊豆諸島で10～20分
- 管内全域
- 建物の全壊棟数は、最大で約19,000棟
このうち、津波による全壊棟数は約6,000棟
 - 死者数は、最大で約6,500人
このうち、津波による死者は約6,000人
 - 被災直後に約184,000人の避難者が発生
 - 被災直後のライフラインの被害
 - 停電件数は最大で約1,800,000軒
 - 上水道の断水人口は最大で約2,100,000人
 - 下水道の断水人口は最大で約2,300,000人

※出典:内閣府 平成25年5月 P.7「南海トラフ巨大地震対策について(最終報告)～南海トラフ巨大地震の地震像～」

震度分布一覧表

※震度の最大値の分布



内閣府 平成24年8月 P.1「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想(第一次報告)について 資料1-6市町村別最大震度一覧表」より作図

※高速道路および一般国道は、「エスリジャパン アークGIS データコレクション 2012」を用いて記載した。

震度分布一覧表

※震度の最大値の分布

震度	都・県	区市町村等
6弱	神奈川県	横浜市西区、横浜市中区、横浜南区、横浜市港北区、相模原市緑区、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、高座郡寒川町、中郡大磯町、中郡二宮町、足柄上郡中井町、足柄上郡大井町、足柄上郡松田町、足柄上郡山北町、足柄上郡開成町、足柄下郡箱根町、足柄下郡真鶴町、足柄下郡湯河原町
	山梨県	都留市、山梨市、大月市、韭崎市、北杜市、甲斐市、上野原市、甲州市、中巨摩郡昭和町、南都留郡道志村、南都留郡西桂町、南都留郡忍野村
	長野県	岡谷市、諏訪市、駒ヶ根市、茅野市、南佐久郡川上村、南佐久郡南牧村、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町、諏訪郡原村、上伊那郡辰野町、上伊那郡箕輪町、上伊那郡飯島町、上伊那郡南箕輪村、上伊那郡中川村、上伊那郡宮田村、下伊那郡松川町、下伊那郡高森町、下伊那郡阿智村、下伊那郡平谷村、下伊那郡根羽村、下伊那郡下条村、下伊那郡売木村、下伊那郡天龍村、下伊那郡泰阜村、下伊那郡喬木村、下伊那郡豊丘村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡大桑村、木曾郡木曾町
6強	山梨県	甲府市、富士吉田市、南アルプス市、笛吹市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、南巨摩郡身延町、南巨摩郡南部町、富士川町、南都留郡山中湖村、南都留郡鳴沢村、南都留郡富士河口湖町
	長野県	飯田市、伊那市、下伊那郡阿南町、下伊那郡大鹿村

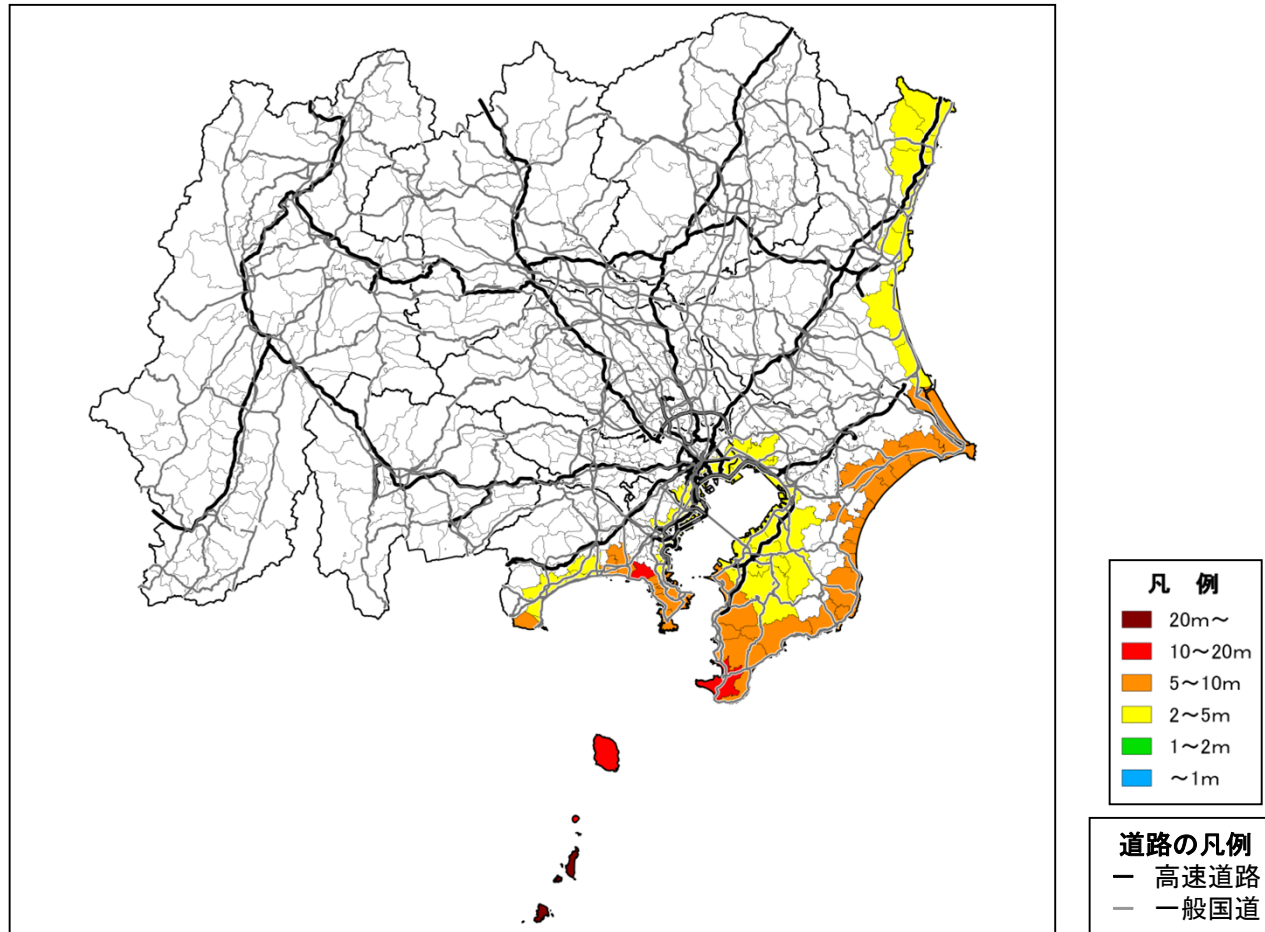
震度	都・県	区市町村等
5弱	茨城県	鉾田市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、小美玉市、稲敷郡美浦村、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、結城郡八千代町、猿島郡境町
	栃木県	那須烏山市、河内郡上三川町、芳賀郡市貝町、宇都宮市、足利市、佐野市、日光市、真岡市、下野市、下都賀郡壬生町、下都賀郡岩舟町
	群馬県	桐生市、沼田市、渋川市、みどり市、北群馬郡榛東村、北群馬郡吉岡町、吾妻郡嬭恋村、吾妻郡草津町、吾妻郡高山村、利根郡片品村、利根郡昭和村、利根郡みなかみ町
	埼玉県	秩父郡長瀬町、児玉郡美里町、児玉郡上里町
	千葉県	千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市若葉区、千葉市緑区、千葉市美浜区、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、習志野市、勝浦市、市原市、八千代市、鴨川市、四街道市、八街市、白井市、富里市、匝瑛市、香取市、山武市、いすみ市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、山武郡大網白里町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、夷隅郡御宿町
	東京都	御蔵島村
	長野県	須坂市、中野市、飯山市、北安曇郡小谷村、上高井郡小布施町、上高井郡高山村、下高井郡木島平村、下高井郡野沢温泉村、上水内郡信濃町、上水内郡小川村、上水内郡飯綱町、下水内郡栄村

震度	都・県	区市町村等
5強	茨城県	取手市、つくばみらい市、猿島郡五霞町
	群馬県	前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、富岡市、安中市、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、甘楽郡甘楽町、吾妻郡中之条町、吾妻郡長野原町、吾妻郡東吾妻町、佐波郡玉村町、邑楽郡明和町、邑楽郡千代田町、邑楽郡大泉町、邑楽郡邑楽町
	埼玉県	さいたま市西区、さいたま市北区、さいたま市大宮区、さいたま市見沼区、さいたま市中央区、さいたま市桜区、さいたま市浦和区、さいたま市南区、さいたま市緑区、さいたま市岩槻区、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、北足立郡伊奈町、入間郡三芳町、入間郡下呂山町、入間郡越生町、比企郡滑川町、比企郡嵐山町、比企郡小川町、比企郡川島町、比企郡吉見町、比企郡鳩山町、比企郡ときがわ町、秩父郡横瀬町、秩父郡皆野町、秩父郡子鹿野町、秩父郡東秩父村、児玉郡神川町、南埼玉郡宮代町、南埼玉郡白岡町、北葛飾郡杉戸町、北葛飾郡松伏町
	千葉県	千葉市稲毛区、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市、印西市、南房総市、安房郡鋸南町
	東京都	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡瑞穂町、西多摩郡日の出町、西多摩郡檜原村、西多摩郡奥多摩町、大島町、利根村、新島村、神津島村、三宅村
	神奈川県	横浜市鶴見区、横浜市神奈川区、横浜市保土ヶ谷区、横浜市磯子区、横浜市金沢区、横浜市戸塚区、横浜市港南区、横浜市旭区、横浜市緑区、横浜市瀬谷区、横浜市栄区、横浜市泉区、横浜市青葉区、横浜市都筑区、川崎市川崎区、川崎市幸区、川崎市中原区、川崎市高津区、川崎市多摩区、川崎市宮前区、川崎市麻生区、相模原市中央区、相模原市南区、相模原市緑区、鎌倉市、逗子市、三浦市、大和市、綾瀬市、三浦郡葉山町、愛甲郡愛川町、愛甲郡清川村
	山梨県	北都留郡小菅村、北都留郡丹波山村
	長野県	長野市、松本市、上田市、小諸市、大町市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡小海町、南佐久郡南相木村、南佐久郡北相木村、南佐久郡佐久穂町、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、北佐久郡立科町、小県郡青木村、小県郡長和町、木曾郡木祖村、木曾郡大滝村、東筑摩郡生坂村、東筑摩郡山形村、東筑摩郡朝日村、東筑摩郡筑北村、北安曇郡池田町、北安曇郡松川村、北安曇郡白馬村、埴科郡坂城町、下高井郡山ノ内町

内閣府 平成24年8月 P.1「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想(第一次報告)について 資料1-6市町村別最大震度一覧表」より作図

津波高＜満潮時＞

最大値※による津波高さ ※ケース①～⑪の最大津波高の最大値を用いている)



内閣府 平成24年8月 P.1～6「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想(第一次報告)について 資料1-2都府県別市町村別最大津波高一覧表＜満潮位＞」より作図

※高速道路および一般国道は、「エスリジャパン アークGIS データコレクション 2012」を用いて記載した。

市町村別最大津波高さ

神奈川県

市区町村名	津波高さ(m)
横浜市鶴見区	3
横浜市神奈川区	3
横浜市西区	3
横浜市中区	3
横浜市磯子区	3
横浜市金沢区	3
川崎市川崎区	3
横須賀市	6
平塚市	4
鎌倉市	10
藤沢市	7
小田原市	4
茅ヶ崎市	5
逗子市	9
三浦市	6
三浦郡葉山町	7
中郡大磯町	4
中郡二宮町	4
足柄下郡真鶴町	4
足柄下郡湯河原町	5

千葉県

市区町村名	津波高さ (m)
千葉市中央区	3
千葉市美浜区	3
銚子市	9
市川市	3
船橋市	3
館山市	11
木更津市	3
旭市	5
習志野市	3
勝浦市	6
市原市	3
鴨川市	8
君津市	3
富津市	5
浦安市	3
袖ヶ浦市	2
南房総市	9
匝瑳市	5
山武市	6
いすみ市	9
山武郡大網白里町	6
山武郡九十九里町	5
山武郡横芝光町	5
長生郡一宮町	7
長生郡長生村	8
長生郡白子町	8
夷隅郡御宿町	8
安房郡鋸南町	5

東京都(区部)

市区町村名	津波高さ(m)
中央区	3
港区	3
江東区	3
品川区	3
大田区	3
江戸川区	2

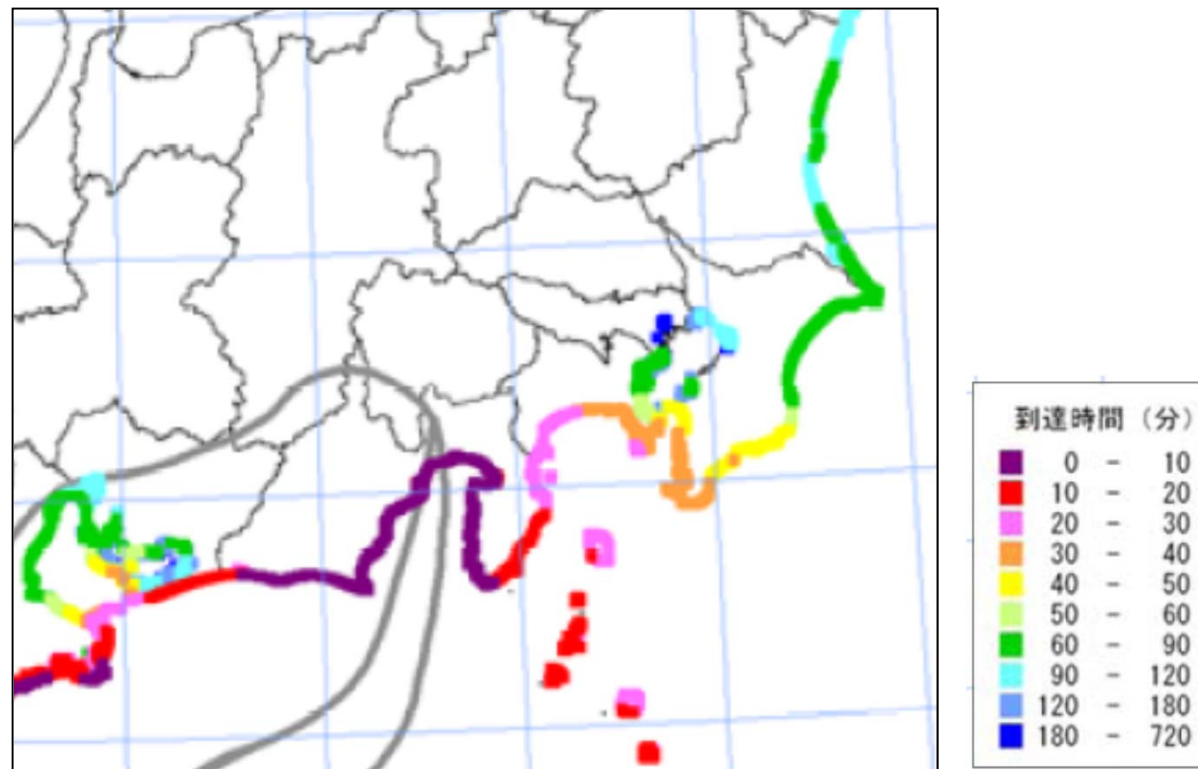
東京都(島しょ部)

市区町村名	津波高さ(m)
大島町大島町	16
利島村利島村	16
新島村新島村	31
神津島村神津島村	25
三宅村三宅村	18
御蔵島村御蔵島村	7
八丈町八丈町	17
青ヶ島村青ヶ島村	17
小笠原村小笠原	20

津波到達時間＜津波高※1m到達時間＞（関東・中部）

想定ケース：

ケース⑥「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域＋（超大すべり域、分岐断層）」を設定

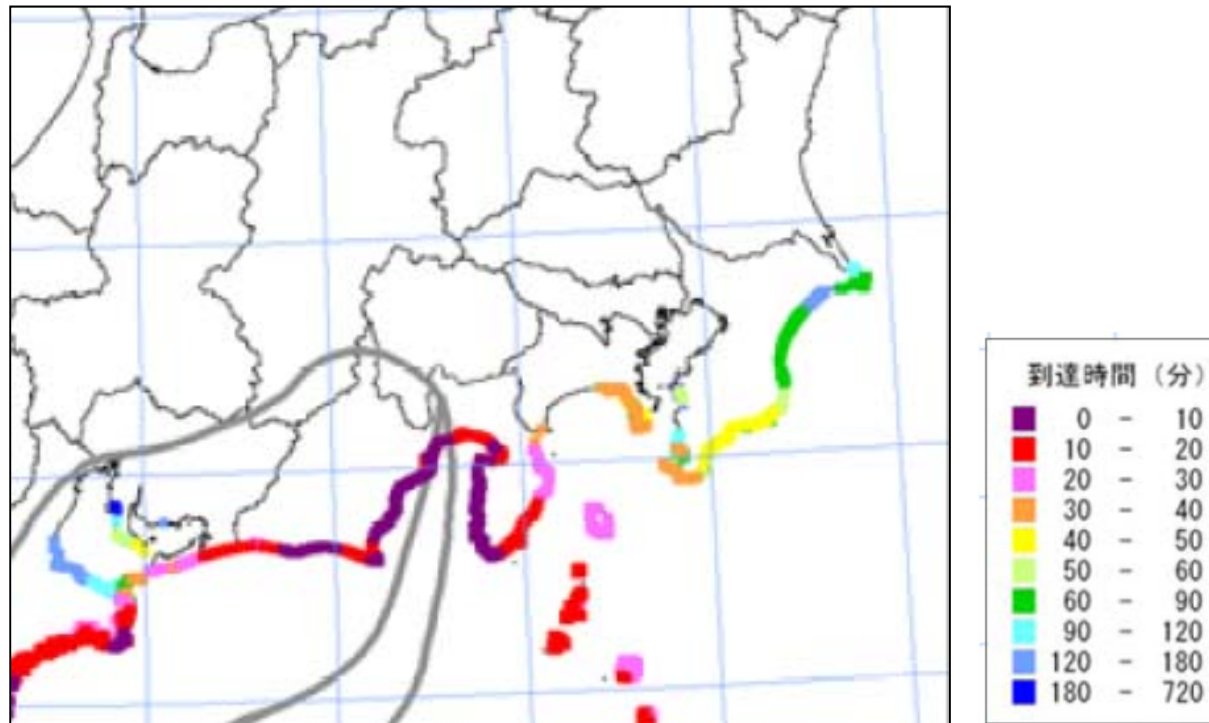


※満潮位を引いた津波の高さ

津波到達時間＜津波高※ 3m到達時間＞（関東・中部）

想定ケース：

ケース⑥「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域＋（超大すべり域、分岐断層）」を設定

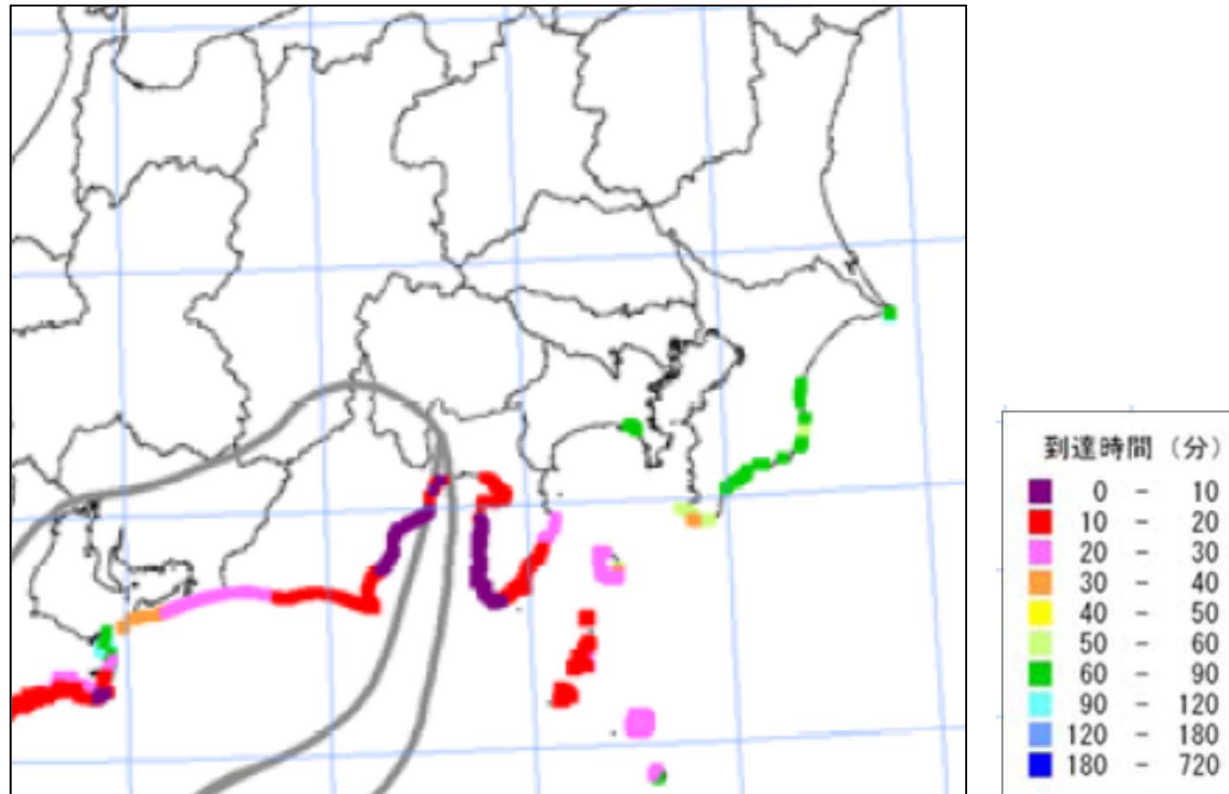


※満潮位を引いた津波の高さ

津波到達時間＜津波高※ 5m到達時間＞（関東・中部）

想定ケース：

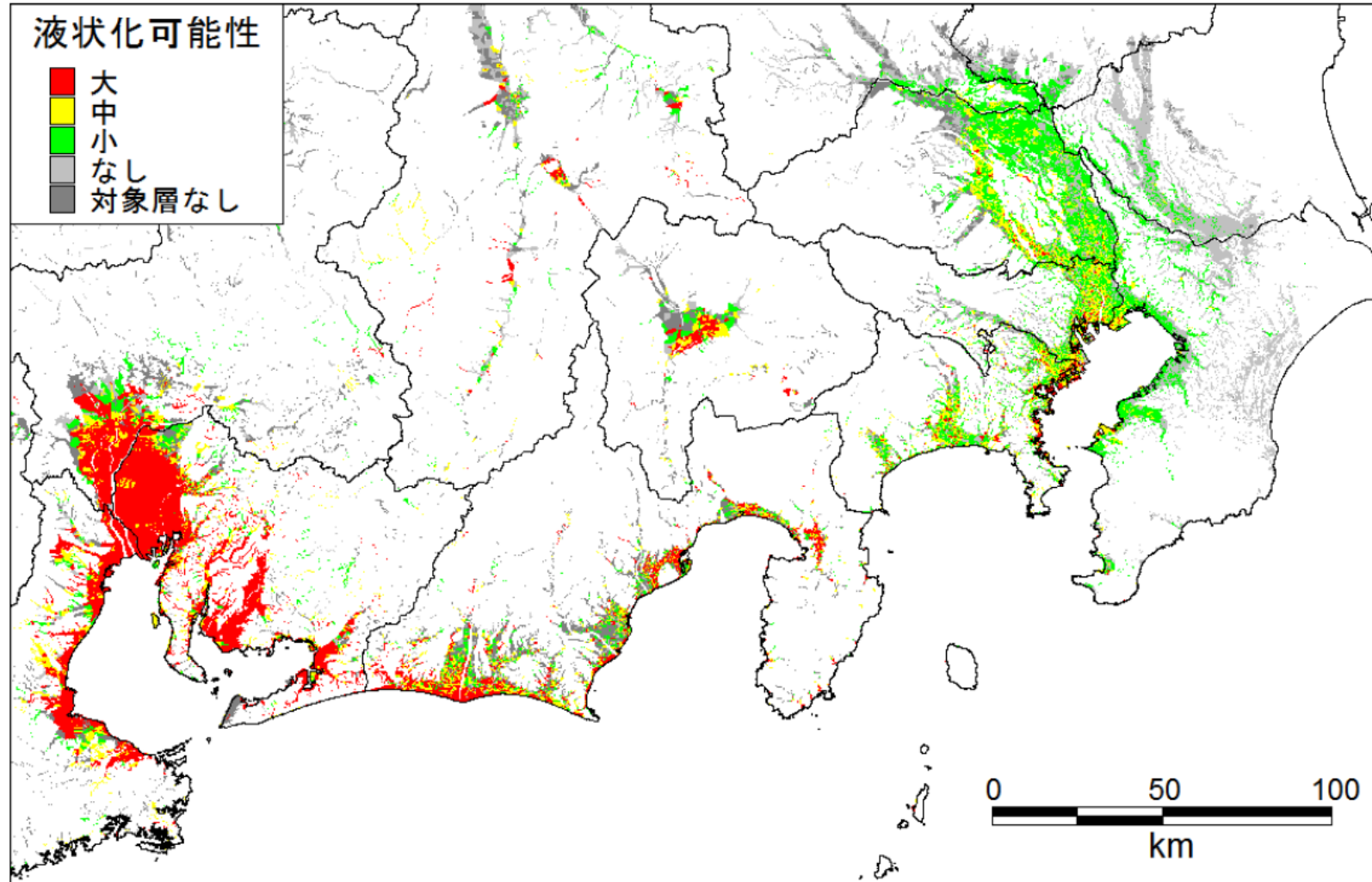
ケース⑥「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域＋（超大すべり域、分岐断層）」を設定



※満潮位を引いた津波の高さ

液状化可能性(関東・中部)

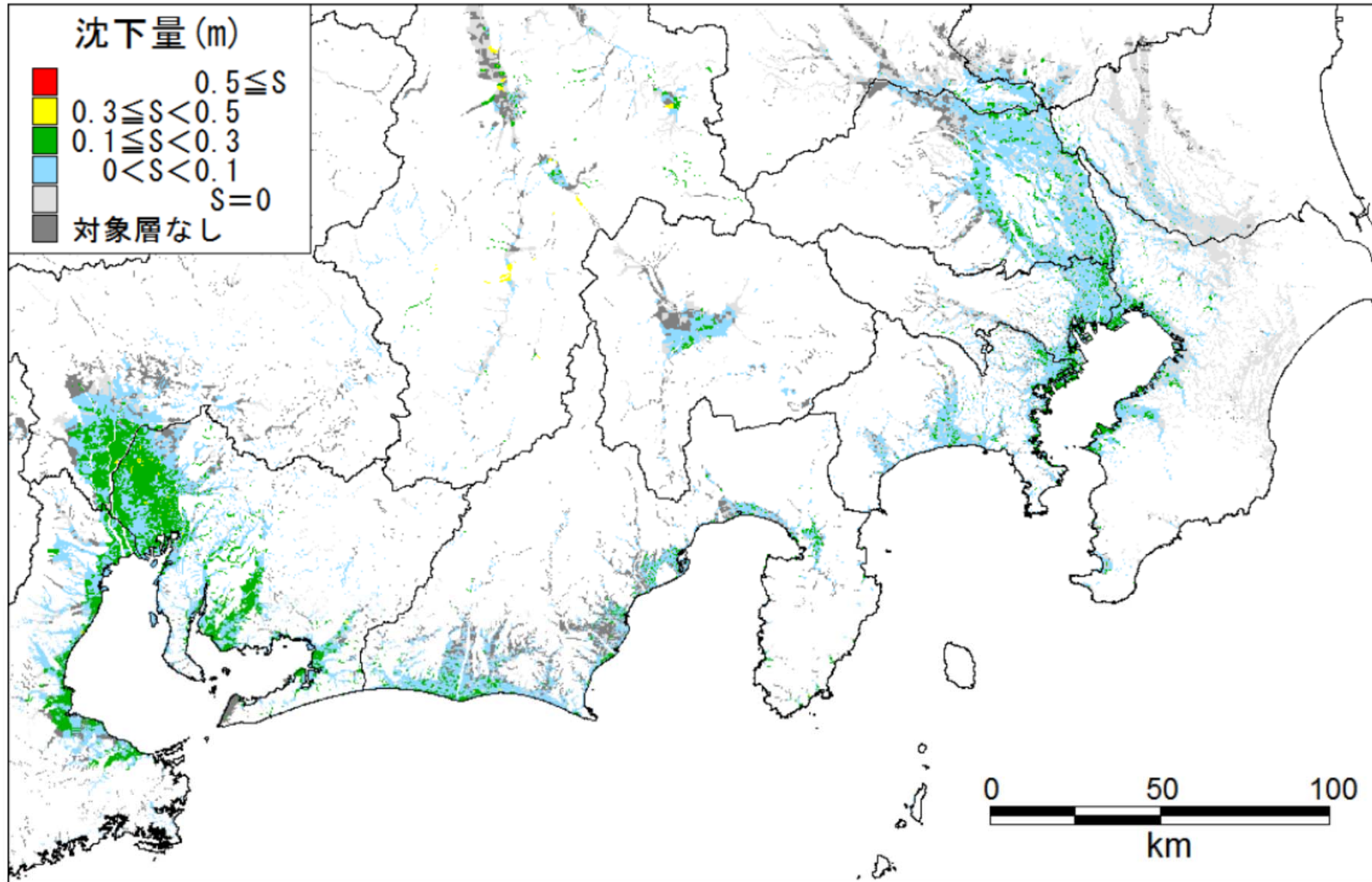
想定ケース:経験的手法による震度分布



出典:内閣府 平成24年8月 P.15「南海トラフの巨大地震モデル検討会(第二次報告) 強震断層モデル編 (別添資料)ー液状化可能性、沈下量についてー」

沈下量(関東・中部)

想定ケース: 経験的手法による震度分布



出典: 内閣府 平成24年8月 P.27「南海トラフの巨大地震モデル検討会(第二次報告) 強震断層モデル編 (別添資料) -液状化可能性、沈下量について-

南海トラフ巨大地震等による関東地方の被害想定

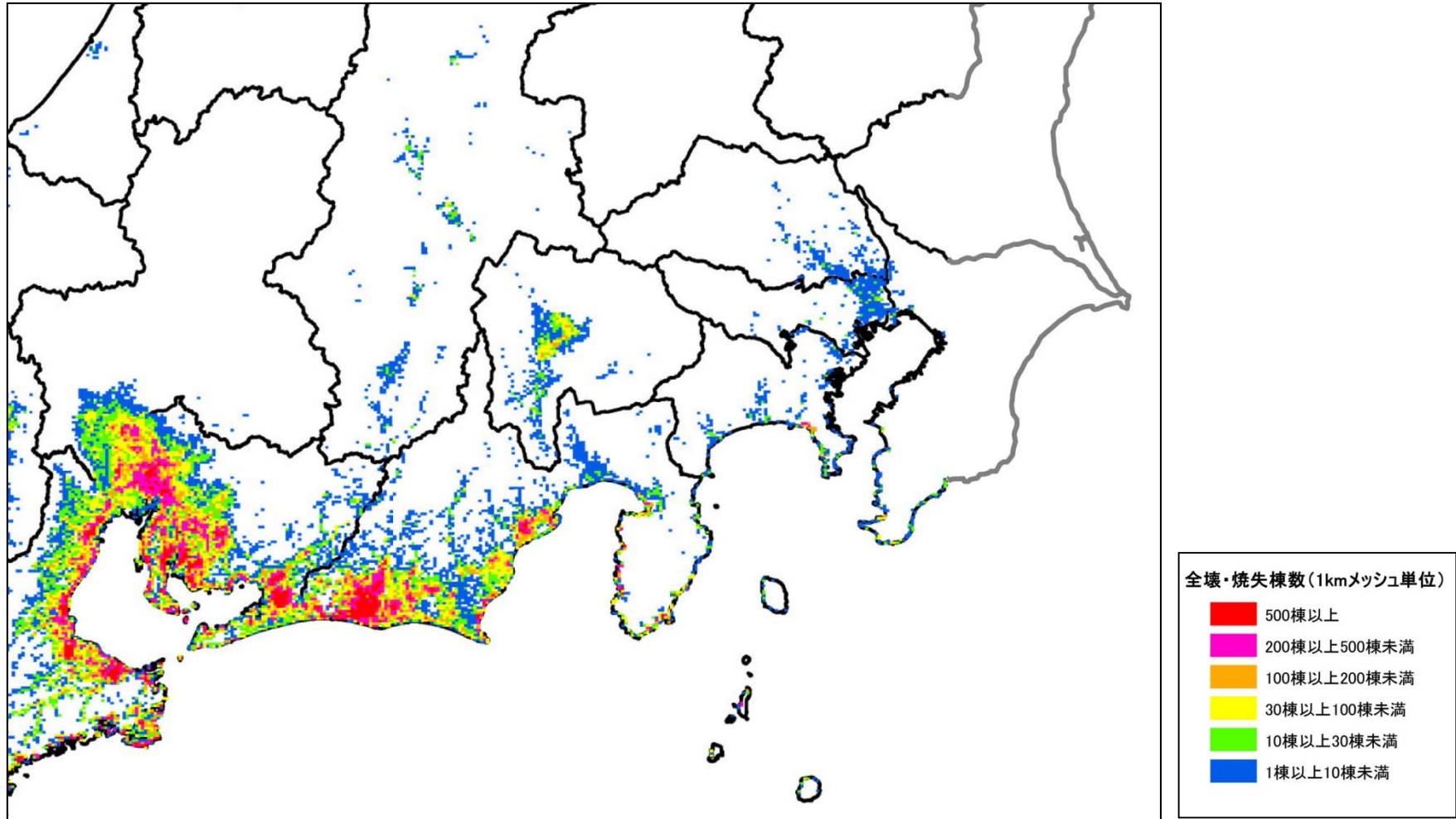
■ 被害想定概要

- 建物の全壊棟数は、最大で約19,000棟
 - このうち、津波による全壊棟数は約6,000棟(千葉2,300件、東京都、1,200件 神奈川、2,700件)
 - 揺れによる倒壊が山梨で5,900件、長野で700件発生
 - 液状化による被災、長野県1,500件、東京都1,000件、神奈川、山梨、埼玉で各700件
- 死者数は、最大で約6,500人
 - このうち、津波による死者は約6,000人(神奈川2,900人、千葉1,600人、東京都1,500人)
 - 建物倒壊による死者は山梨で400人
- 被災直後のライフラインの被害
 - 上水道の断水人口は最大で約2,100,000人(長野1,200,000人、山梨570,000人、東京、神奈川150,000人)
 - 山梨は被災1週間後も断水率32%
 - 停電件数は最大で約1,800,000軒(長野県1,200,000軒、山梨560,000軒、神奈川47,000軒)
 - 不通回線数は最大で685,000回線、(長野県490,000、山梨県190,000)各89%
- 被災直後に約184,000人の避難者が発生(一ヶ月後も123,000人が避難者となる。(山梨、神奈川、長野、東京)
山梨県で55の農業集落が孤立する可能性がある。

全壊・焼失棟数 関東・中部

想定ケース:

ケース①「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を設定



出典:内閣府 平成24年8月 P.185「南海トラフの巨大地震の被害想定について(第一次報告)」

※内閣府の資料では「千葉・茨城」が表示されていないため、該当地区の地図を灰色の線で加筆している。

全壊・焼失棟数

東海地方が大きく被災するケース

全壊棟数(地震動:陸側ケース、津波ケース①、冬 18 時、風速 8m/s)

	揺れ	液状化	津波	急傾斜地 崩壊	火災	合計	(参考) 堤防・水門の 機能不全に よる増分
茨城県	-	-	約 30	-	-	約 40	-
栃木県	-	-	-	-	-	-	-
群馬県	-	-	-	-	-	-	-
埼玉県	-	約 700	-	-	約 50	約 700	-
千葉県	-	約 70	約 2300	-	約 10	約 2400	-
東京都	-	約 1000	約 1200	-	約 100	約 2400	-
神奈川県	約 20	約 700	約 2700	-	約 80	約 3500	-
山梨県	約 5900	約 700	-	約 100	約 900	約 7600	-
長野県	約 700	約 1500	-	約 90	約 40	約 2400	-
合計	6,620	4,670	6,230	190	1,180	19,040	-

-:わずか

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

死者数

東海地方が大きく被災するケース

死者数(地震動:陸側ケース、津波ケース①、冬深夜、平均風速、早期避難率低)

死者数(地震動:陸側ケース、津波ケース①、冬深夜、風速8m/s、早期避難率低)

都道府県	建物倒壊		津波	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀・自動販売機の店頭、屋外落下物	合計	(参考)堤防・水門が機能不全による増分
		(うち屋内 收容移動・ 店頭、屋内 落下物)						
茨城県	—	—	約 10				約 10	—
栃木県	—	—	—	—	—	—	—	—
群馬県	—	—	—	—	—	—	—	—
埼玉県	—	—	—	—	—	—	—	—
千葉県	—	—	約 1600	—	—	—	約 1600	—
東京都	—	—	約 1500	—	—	—	約 1500	—
神奈川県	—	—	約 2900	—	—	—	約 2900	—
山梨県	約 400	約 30	—	約 10	—	—	約 400	—
長野県	約 50	約 10	—	約 10	—	—	約 50	—
	合計	40	6,010	20	0	0	6,460	0

—:わずか

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

ライフライン被害(上水道)

東海地方が大きく被災するケース

断水人口(地震動:陸側ケース、津波ケース①、冬夕方、平均風速8m/s)

都道府県	給水人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		断水人口 (人)	断水率(%)	断水人口 (人)	断水率(%)	断水人口 (人)	断水率(%)	断水人口 (人)	断水率(%)
茨城県	約 2700000	約 2600	-	約 2300	-	約 800	-	-	-
栃木県	約 1800000	約 400	-	約 300	-	約 100	-	-	-
群馬県	約 1900000	約 3900	-	約 3500	-	約 1200	-	-	-
埼玉県	約 7200000	約 39000	1%	約 35000	-	約 11000	-	約 700	-
千葉県	約 6200000	約 8800	-	約 7900	-	約 2600	-	約 200	-
東京都	約 13200000	約 150000	1%	約 130000	1%	約 44000	-	約 2800	-
神奈川県	約 9100000	約 150000	2%	約 140000	2%	約 57000	1%	約 6800	-
山梨県	約 820000	約 570000	70%	約 390000	47%	約 260000	32%	約 46000	6%
長野県	約 2100000	約 1200000	56%	約 130000	7%	約 71000	3%	約 10000	1%
	合計	2,124,700	14%	839,000	6%	447,700	4%	66,500	1%

(注1) 断水率は各都府県の給水人口に占める断水人口の割合とした。

(注2) -: わずか

(注3) 都府県別の数値は、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

ライフライン被害(電力)

東海地方が大きく被災するケース
 停電軒数(地震動:陸側ケース、津波ケース①、冬夕方、平均風速8m/s)

都道府県	電灯軒数 (軒)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		停電軒数 (軒)	停電率(%)	停電軒数 (軒)	停電率(%)	停電軒数 (軒)	停電率(%)	停電軒数 (軒)	停電率(%)
茨城県	約 1800000	-	-	-	-	-	-	-	-
栃木県	約 1200000	-	-	-	-	-	-	-	-
群馬県	約 1300000	-	-	-	-	-	-	-	-
埼玉県	約 3800000	約 200	-	約 200	-	-	-	-	-
千葉県	約 3500000	約 9600	-	約 9600	-	約 9600	-	約 9600	-
東京都	約 7200000	約 12000	-	約 12000	-	約 11000	-	約 11000	-
神奈川県	約 4600000	約 47000	1%	約 47000	1%	約 47000	1%	約 47000	1%
山梨県	約 630000	約 560000	89%	約 86000	14%	-	-	-	-
長野県	約 1400000	約 1200000	89%	約 190000	14%	約 200	-	約 200	-
	合計	1,828,800	20%	344,800	3%	67,800	0%	67,800	0%

(注1) 停電率は各都府県の電灯軒数に占める停電軒数の割合とした。

(注2) - : わずか

(注3) 都府県別の数値は、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

ライフライン被害(通信)

東海地方が大きく被災するケース
 不通回線数(地震動:陸側ケース、津波ケース①、冬夕方、平均風速8m/s)

都道府県	回線数(回線)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		不通回線数(回線)	不通回線率(%)	不通回線数(回線)	不通回線率(%)	不通回線数(回線)	不通回線率(%)	不通回線数(回線)	不通回線率(%)
茨城県	約 660000	-	-	-	-	-	-	-	-
栃木県	約 440000	-	-	-	-	-	-	-	-
群馬県	約 430000	-	-	-	-	-	-	-	-
埼玉県	約 1300000	約 200	-	約 200	-	-	-	-	-
千葉県	約 1100000	約 1300	-	約 1300	-	約 1200	-	約 1200	-
東京都	約 3000000	約 2500	-	約 2500	-	約 1900	-	約 1900	-
神奈川県	約 1700000	約 1800	-	約 1800	-	約 1600	-	約 1600	-
山梨県	約 220000	約 190000	89%	約 30000	14%	-	-	-	-
長野県	約 550000	約 490000	89%	約 75000	14%	約 200	-	-	-
	合計	685,800	20%	110,800	3%	4,900	0%	4,700	0%

(注1) 不通回線率は各都府県の回線数に占める不通回線数の割合とした。

(注2) - : わずか

(注3) 都府県別の数値は、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

生活への影響（避難者）

東海地方が大きく被災するケース
 避難者数（地震動：陸側ケース、津波ケース①、冬夕方、平均風速8m/s）

都道府県	1日後			1週間後			1ヶ月後		
	避難者数	避難所	避難所外	避難者数	避難所	避難所外	避難者数	避難所	避難所外
茨城県	約 1300	約 900	約 400	約 400	約 200	約 200	約 200	約 60	約 100
栃木県	-	-	-	約 30	約 10	約 10	約 10	-	約 10
群馬県	-	-	-	約 300	約 200	約 200	約 70	約 20	約 50
埼玉県	約 4300	約 2600	約 1700	約 7100	約 3600	約 3600	約 4900	約 1500	約 3400
千葉県	約 58000	約 38000	約 20000	約 7900	約 4100	約 3800	約 7400	約 2200	約 5200
東京都	約 15000	約 9400	約 5500	約 20000	約 10000	約 9700	約 11000	約 3400	約 8000
神奈川県	約 75000	約 49000	約 26000	約 30000	約 15000	約 15000	約 22000	約 6600	約 15000
山梨県	約 22000	約 13000	約 8700	約 86000	約 43000	約 43000	約 60000	約 18000	約 42000
長野県	約 8900	約 5300	約 3500	約 27000	約 14000	約 14000	約 18000	約 5400	約 13000
合計	184,500	118,200	65,800	178,730	90,110	89,510	123,580	37,180	86,760

（注1） - : わずか

（注2） 都府県別の数値は、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

その他の被害(孤立集落)

孤立可能性のある農業集落数 (地震動:基本ケース・津波:ケース③)

※下記のケースは、いずれも同じ結果であった。

ここでは、地震動:基本ケース・津波:ケース③の表を記載している。

地震動:基本ケース・津波:ケース③、地震動:基本ケース・津波:ケース④、
地震動:基本ケース・津波:ケース⑤

都道府県	津波ケース③
茨城県	-
栃木県	-
群馬県	-
埼玉県	-
千葉県	-
東京都	2
神奈川県	-
山梨県	55
長野県	-
合計	57

孤立可能性のある漁業集落数

※基本ケース、陸側ケース共に、内訳は異なるが、合計値は全ケースで一緒であった。

基本ケース

都道府県	津波ケース①	津波ケース③	津波ケース④	津波ケース⑤
茨城県	-	-	-	-
栃木県	-	-	-	-
群馬県	-	-	-	-
埼玉県	-	-	-	-
千葉県	-	-	-	-
東京都	2	3	3	3
神奈川県	1	-	-	-
山梨県	-	-	-	-
長野県	-	-	-	-
合計	3	3	3	3

陸側ケース

都道府県	津波ケース①	津波ケース③	津波ケース④	津波ケース⑤
茨城県	-	-	-	-
栃木県	-	-	-	-
群馬県	-	-	-	-
埼玉県	-	-	-	-
千葉県	-	-	-	-
東京都	2	3	3	3
神奈川県	1	-	-	-
山梨県	-	-	-	-
長野県	-	-	-	-
合計	3	3	3	3

(注)都府県別の数値は、ある程度幅をもって見る必要がある。

ライフライン被害(ガス(都市ガス))

東海地方が大きく被災するケース

供給停止戸数(地震動:陸側ケース、津波ケース⑤、冬夕方、平均風速8m/s)

都道府県	復旧対象需要家数(戸)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		供給停止戸数(戸)	供給停止率(%)	供給停止戸数(戸)	供給停止率(%)	供給停止戸数(戸)	供給停止率(%)	供給停止戸数(戸)	供給停止率(%)
茨城県	約 68000	-	-	-	-	-	-	-	-
栃木県	約 47000	-	-	-	-	-	-	-	-
群馬県	約 71000	-	-	-	-	-	-	-	-
埼玉県	約 660000	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉県	約 350000	-	-	-	-	-	-	-	-
東京都	約 5700000	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川県	約 2400000	-	-	-	-	-	-	-	-
山梨県		-	-	-	-	-	-	-	-
長野県	約 86000	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%

(注1) 供給停止率は全半壊した需要家を除いた各都府県の需要家数に占める供給停止戸数の割合とした。

(注2) 想定を行っていない府県については、空欄で表記した。

(注3) - : わずか

(注4) 都府県別の数値は、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

交通施設被害(道路)

東海地方が大きく被災するケース 道路施設被害箇所数(津波ケース①)

都道府県	地震動:陸側ケース		
	津波浸水域	津波浸水域外	計
茨城県	-	約 20	約 20
栃木県	-	-	-
群馬県	-	約 70	約 70
埼玉県	-	約 660	約 660
千葉県	約 40	約 80	約 120
東京都	約 10	約 390	約 400
神奈川県	約 20	約 450	約 470
山梨県	-	約 710	約 710
長野県	-	約 1200	約 1200
合計	70	3,580	3,650

(注1) 高速道路・一般道路における被害箇所数の合計

(注2) - : わずか

(注3) 都府県別の数値は、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

交通施設被害(港湾)

東海地方が大きく被災するケース
被災防波堤延長(東海地方が大きく被災するケース:津波ケース①)

都道府県	防波堤延長	被災防波堤延長			
		国際	重要	地方	計
茨城県	14895		約 2700		約 2700
栃木県	-	-	-	-	-
群馬県	-	-	-	-	-
埼玉県	-	-	-	-	-
千葉県	7540	約 350	約 3800	-	約 4200
東京都	5196	約 240	-	-	約 240
神奈川県	11926	約 2100	約 2200	約 280	約 4500
山梨県	-	-	-	-	-
長野県	-	-	-	-	-
	39,557	2,690	8,700	280	11,640

(注1) - : わずか

(注2) 都府県別の数値は、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

交通施設被害(鉄道)

東海地方が大きく被災するケース
施設の被害箇所数(地震動:陸側ケース、津波ケース①)

都道府県	新幹線(津波 浸水域外)	在来線等		計
		津波浸水域	津波浸水域	
茨城県	-	-	-	-
栃木県	-	-	-	-
群馬県	-	-	約 10	約 10
埼玉県	-	-	約 130	約 130
千葉県	-	約 10	約 30	約 30
東京都	-	約 10	約 280	約 280
神奈川県	約 10	約 10	約 240	約 260
山梨県	-	-	約 320	約 320
長野県	-	-	約 390	約 390
合計	10	30	1,400	1,420

(注1) -: わずか、または調査対象外

(注2) 国際: 国際戦略港湾・国際拠点港湾

(注3) 都府県別の数値は、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

内閣府 平成25年3月「南海トラフの巨大地震の被害想定について(第二次報告)～施設の被害～【定量的な被害量(都府県別の被害)】」より作図